

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
茨城県地域防災計画 地震災害対策計画編 目次	茨城県地域防災計画 地震災害対策計画編 目次		
第1章 総 則	第1章 総 則		
第1節 地震災害対策計画の概要…………… 1	第1節 地震災害対策計画の概要…………… 1		
第1 計画の目的…………… 1	第1 計画の目的…………… 1		
第2 計画の用語…………… 1	第2 計画の用語…………… 1		
第3 計画の構成…………… 1	第3 計画の構成…………… 1		
第4 基本方針…………… 2	第4 基本方針…………… 2		
第2節 茨城県の防災環境…………… 3	第2節 茨城県の防災環境…………… 3		
第1 自然環境の特性…………… 3	第1 自然環境の特性…………… 3		
1 地 形…………… 3	1 地 形…………… 3		
2 地 質…………… 3	2 地 質…………… 3		
第2 社会環境の特性…………… 3	第2 社会環境の特性…………… 3		
1 概 要…………… 3	1 概 要…………… 3		
2 人口の見通し…………… 4	2 人口の見通し…………… 4		
3 経済の見通し…………… 4	3 経済の見通し…………… 4		
4 広域交通ネットワークの整備…………… 5	4 広域交通ネットワークの整備…………… 5		
5 生活環境の変化…………… 6	5 生活環境の変化…………… 5		
第3節 茨城県の地震被害…………… 7	第3節 茨城県の地震被害…………… 6		
第1 地震災害の歴史…………… 7	第1 地震災害の歴史…………… 6		
第2 本県に被害をもたらす可能性のある地震…………… 14	第2 本県に被害をもたらす可能性のある地震…………… 13		
第4節 各機関の業務の大綱…………… 17	第4節 各機関の業務の大綱…………… 16		
第1 茨城県…………… 17	第1 茨城県…………… 16		
第2 市町村…………… 17	第2 市町村…………… 16		
第3 指定地方行政機関…………… 18	第3 指定地方行政機関…………… 17		
第4 自衛隊…………… 21	第4 自衛隊…………… 19		
第5 指定公共機関…………… 21	第5 指定公共機関…………… 20		
第6 指定地方公共機関…………… 23	第6 指定地方公共機関…………… 22		
第7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者…………… 24	第7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者…………… 23		
第2章 災害予防計画	第2章 災害予防計画		
第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備…………… 25	第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備…………… 24		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
第1 対策に携わる組織の整備…………… 25	第1 対策に携わる組織の整備…………… 24		
1 活動体系の全体像…………… 26	1 活動体系の全体像…………… 25		
2 県の活動体制の整備…………… 29	2 県の活動体制の整備…………… 28		
3 市町村の活動体制の整備…………… 30	3 市町村の活動体制の整備…………… 29		
4 防災関係機関等の活動体制の整備…………… 30	4 防災関係機関等の活動体制の整備…………… 29		
5 第6次地震防災緊急事業五箇年計画の推進…………… 30	5 第6次地震防災緊急事業五箇年計画の推進…………… 30		
第2 相互応援体制の整備…………… 32	第2 相互応援体制の整備…………… 31		
1 応援要請・受入体制の整備…………… 33	1 応援要請・受入体制の整備…………… 32		
2 他都道府県災害時の応援活動のための体制整備…………… 35	2 他都道府県災害時の応援活動のための体制整備…………… 34		
第3 防災組織等の活動体制の整備…………… 37	第3 防災組織等の活動体制の整備…………… 36		
1 自主防災組織の育成・連携…………… 38	1 自主防災組織の育成・連携…………… 37		
2 事業所防災体制の強化…………… 39	2 事業所防災体制の強化…………… 38		
3 ボランティア組織の育成・連携…………… 40	3 ボランティア組織の育成・連携…………… 39		
4 企業防災の促進…………… 43	4 企業防災の促進…………… 42		
5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進…………… 44	5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進…………… 43		
第4 情報通信ネットワークの整備…………… 46	第4 情報通信ネットワークの整備…………… 45		
1 情報通信設備の整備…………… 47	1 情報通信設備の整備…………… 46		
2 防災情報ネットワークシステムの整備…………… 49	2 防災情報ネットワークシステムの整備…………… 48		
3 アマチュア無線ボランティアの確保…………… 49	3 アマチュア無線ボランティアの確保…………… 48		
第2節 地震に強いまちづくり…………… 51	第2節 地震に強いまちづくり…………… 50		
第1 防災まちづくりの推進…………… 51	第1 防災まちづくりの推進…………… 50		
1 防災まちづくり方針の策定…………… 52	1 防災まちづくり方針の策定…………… 51		
2 防災空間の確保…………… 53	2 防災空間の確保…………… 52		
3 防災拠点の整備…………… 54	3 防災拠点の整備…………… 53		
4 市街地開発の推進…………… 55	4 市街地開発の推進…………… 54		
5 避難施設の整備…………… 55	5 避難施設の整備…………… 54		
第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進…………… 57	第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進…………… 56		
1 建築物の耐震化の推進…………… 58	1 建築物の耐震化の推進…………… 57		
2 建築物の不燃化の推進…………… 60	2 建築物の不燃化の推進…………… 59		
3 建築物の液状化被害予防対策の推進…………… 60	3 建築物の液状化被害予防対策の推進…………… 59		
4 防災対策拠点施設の耐震性の確保等…………… 61	4 防災対策拠点施設の耐震性の確保等…………… 60		
5 文化財保護…………… 62	5 文化財保護…………… 61		
第3 土木施設の耐震化等の推進…………… 63	第3 土木施設の耐震化等の推進…………… 62		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
1 道路施設の耐震化等の推進…………… 64	1 道路施設の耐震化等の推進…………… 63		
2 鉄道施設の耐震化の推進…………… 64	2 鉄道施設の耐震化の推進…………… 63		
3 海岸、河川、砂防、農業用ため池、ダムの耐震化の推進…………… 64	3 海岸、河川、砂防、農業用ため池、ダムの耐震化の推進…………… 63		
4 港湾、漁港の耐震化の推進…………… 65	4 港湾、漁港の耐震化の推進…………… 64		
第4 ライフライン施設の耐震化の推進…………… 67	第4 ライフライン施設の耐震化の推進…………… 66		
1 電力施設の耐震化…………… 68	1 電力施設の耐震化…………… 67		
2 電話施設の耐震化…………… 68	2 電話施設の耐震化…………… 67		
3 都市ガス施設の耐震化…………… 69	3 都市ガス施設の耐震化…………… 68		
4 上水道施設の耐震化…………… 70	4 上水道施設の耐震化…………… 69		
5 下水道施設の耐震化…………… 71	5 下水道施設の耐震化…………… 70		
6 廃棄物処理施設…………… 71	6 廃棄物処理施設…………… 70		
第5 地盤災害防止対策の推進…………… 73	第5 地盤災害防止対策の推進…………… 72		
1 地盤災害危険度の把握…………… 74	1 地盤災害危険度の把握…………… 73		
2 土地利用の適正化の誘導…………… 74	2 土地利用の適正化の誘導…………… 73		
3 斜面崩壊防止対策の推進…………… 74	3 斜面崩壊防止対策の推進…………… 73		
4 造成地災害防止対策の推進…………… 75	4 造成地災害防止対策の推進…………… 74		
5 地盤沈下防止対策の推進…………… 75	5 地盤沈下防止対策の推進…………… 74		
6 液状化防止対策等の推進…………… 75	6 液状化防止対策等の推進…………… 74		
第6 危険物等施設の安全確保…………… 77	第6 危険物等施設の安全確保…………… 76		
1 石油類等危険物施設の予防対策…………… 78	1 石油類等危険物施設の予防対策…………… 77		
2 高圧ガス及び火薬類取扱施設の予防対策…………… 79	2 高圧ガス及び火薬類取扱施設の予防対策…………… 78		
3 毒劇物取扱施設の予防対策…………… 80	3 毒劇物取扱施設の予防対策…………… 79		
4 放射線使用施設の予防対策…………… 81	4 放射線使用施設の予防対策…………… 80		
第3節 被害軽減への備え…………… 82	第3節 被害軽減への備え…………… 81		
第1 緊急輸送への備え…………… 82	第1 緊急輸送への備え…………… 81		
1 緊急輸送道路の指定・整備…………… 83	1 緊急輸送道路の指定・整備…………… 82		
2 ヘリポート、港湾・漁港の指定・整備…………… 84	2 ヘリポート、港湾・漁港の指定・整備…………… 83		
3 緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備…………… 84	3 緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備…………… 83		
第2 消火活動、救助・救急活動への備え…………… 86	第2 消火活動、救助・救急活動への備え…………… 85		
1 出火予防…………… 87	1 出火予防…………… 86		
2 消防力の強化…………… 87	2 消防力の強化…………… 86		
3 救助力の強化…………… 88	3 救助力の強化…………… 87		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
4 救急力の強化…………… 89	4 救急力の強化…………… 88		
5 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上………… 89	5 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上………… 88		
第3 医療救護活動への備え…………… 91	第3 医療救護活動への備え…………… 90		
1 医療救護施設の確保…………… 92	1 医療救護施設の確保…………… 91		
2 後方医療施設の整備…………… 92	2 後方医療施設の整備…………… 91		
3 医薬品等の確保…………… 95	3 医薬品等の確保…………… 94		
4 医療機関間情報網の整備…………… 95	4 医療機関間情報網の整備…………… 94		
5 医療関係者に対する訓練等の実施…………… 96	5 医療関係者に対する訓練等の実施…………… 95		
6 医療関係団体との協力体制の強化…………… 97	6 医療関係団体との協力体制の強化…………… 96		
7 医療ボランティアの確保…………… 97	7 医療ボランティアの確保…………… 97		
第4 被災者支援のための備え…………… 99	第4 被災者支援のための備え…………… 98		
1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定…………… 100	1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定…………… 99		
2 食料、生活必需品等の供給体制の整備…………… 103	2 食料、生活必需品等の供給体制の整備…………… 102		
3 応急給水・応急復旧体制の整備…………… 106	3 応急給水・応急復旧体制の整備…………… 105		
4 罹災証明書の交付…………… 107	4 罹災証明書の交付…………… 107		
第5 要配慮者安全確保のための備え…………… 109	第5 要配慮者安全確保のための備え…………… 108		
1 社会福祉施設等の安全体制の確保…………… 110	1 社会福祉施設等の安全体制の確保…………… 109		
2 在宅要配慮者の救護体制の確保…………… 111	2 在宅要配慮者の救護体制の確保…………… 110		
3 要配慮者の避難所における支援体制の確保…………… 113	3 要配慮者の避難所における支援体制の確保…………… 112		
4 外国人に対する防災対策の充実…………… 113	4 外国人に対する防災対策の充実…………… 113		
第6 燃料不足への備え…………… 116	第6 燃料不足への備え…………… 115		
1 燃料の調達、供給体制の整備…………… 117	1 燃料の調達、供給体制の整備…………… 116		
2 重要施設・災害応急対策車両等の指定…………… 117	2 重要施設・災害応急対策車両等の指定…………… 116		
3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定…………… 118	3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定…………… 117		
4 平常時の心構え…………… 118	4 平常時の心構え…………… 117		
第4節 防災教育・訓練…………… 119	第4節 防災教育・訓練…………… 118		
第1 防災教育…………… 119	第1 防災教育…………… 118		
1 一般県民向けの防災教育…………… 120	1 一般県民向けの防災教育…………… 119		
2 児童生徒等に対する防災教育…………… 122	2 児童生徒等に対する防災教育…………… 121		
3 防災対策要員に対する防災教育…………… 123	3 防災対策要員に対する防災教育…………… 122		
第2 防災訓練…………… 124	第2 防災訓練…………… 123		
1 総合防災訓練・避難力強化訓練…………… 125	1 総合防災訓練・避難力強化訓練…………… 124		
2 県、市町村及び防災関係機関等が実施する訓練… 125	2 県、市町村及び防災関係機関等が実施する訓練… 124		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練…………… 126	3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練…………… 125		
第3 災害に関する調査研究及び災害教訓の伝承…………… 128	第3 災害に関する調査研究及び災害教訓の伝承…………… 127		
1 基礎的調査研究…………… 129	1 基礎的調査研究…………… 128		
2 防災アセスメントの実施…………… 130	2 防災アセスメントの実施…………… 129		
3 被害想定調査の実施…………… 130	3 被害想定調査の実施…………… 129		
4 災害対策に関する調査研究…………… 130	4 災害対策に関する調査研究…………… 129		
5 災害教訓の伝承…………… 131	5 災害教訓の伝承…………… 130		
第3章 災害応急対策計画	第3章 災害応急対策計画		
第1節 初動対応…………… 132	第1節 初動対応…………… 131		
第1 職員参集・動員…………… 132	第1 職員参集・動員…………… 131		
1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容…………… 133	1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容…………… 132		
2 職員の動員・参集…………… 136	2 職員の動員・参集…………… 135		
第2 災害対策本部…………… 141	第2 災害対策本部…………… 140		
1 県…………… 142	1 県…………… 141		
2 市町村、指定地方行政機関等…………… 157	2 市町村、指定地方行政機関等…………… 156		
3 国の現地対策本部との連携…………… 157	3 国の現地対策本部との連携…………… 156		
4 合同調整所の設置…………… 157	4 合同調整所の設置…………… 157		
第2節 災害情報の収集・伝達…………… 159	第2節 災害情報の収集・伝達…………… 158		
第1 通信手段の確保…………… 159	第1 通信手段の確保…………… 158		
1 専用通信設備の運用…………… 160	1 専用通信設備の運用…………… 159		
2 代替通信機能の確保…………… 160	2 代替通信機能の確保…………… 159		
3 アマチュア無線ボランティアの活用…………… 163	3 アマチュア無線ボランティアの活用…………… 162		
第2 災害情報の収集・伝達・報告…………… 165	第2 災害情報の収集・伝達・報告…………… 164		
1 地震情報の収集・伝達…………… 169	1 地震情報の収集・伝達…………… 168		
2 被害概況の把握…………… 173	2 被害概況の把握…………… 172		
3 被害情報・措置情報の収集・伝達…………… 175	3 被害情報・措置情報の収集・伝達…………… 174		
4 国への報告…………… 181	4 国への報告…………… 180		
第3 災害情報の広報…………… 183	第3 災害情報の広報…………… 182		
1 広報活動…………… 185	1 広報活動…………… 184		
2 報道機関への対応…………… 188	2 報道機関への対応…………… 187		
第3節 応援・受援…………… 189	第3節 応援・受援…………… 188		
第1 自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保…………… 189	第1 自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保…………… 188		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
1 自衛隊に対する災害派遣要請…………… 190	1 自衛隊に対する災害派遣要請…………… 189		
2 自衛隊の判断による災害派遣…………… 192	2 自衛隊の判断による災害派遣…………… 191		
3 自衛隊受入体制の確立…………… 193	3 自衛隊受入体制の確立…………… 192		
4 災害派遣部隊の撤収要請…………… 195	4 災害派遣部隊の撤収要請…………… 194		
5 経費の負担…………… 195	5 経費の負担…………… 194		
第2 応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行 196	第2 応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行 195		
1 応援要請の実施…………… 197	1 応援要請の実施…………… 196		
2 応急措置の代行…………… 200	2 応急措置の代行…………… 199		
3 応援受入体制の確保…………… 201	3 応援受入体制の確保…………… 200		
4 消防機関の応援要請の実施及び受入体制の確保… 201	4 消防機関の応援要請の実施及び受入体制の確保… 200		
第3 他都道府県被災時の応援…………… 204	第3 他都道府県被災時の応援…………… 203		
1 他都道府県への応援・派遣…………… 204	1 他都道府県への応援・派遣…………… 203		
第4節 被害軽減対策…………… 206	第4節 被害軽減対策…………… 205		
第1 警備対策…………… 206	第1 警備対策…………… 205		
1 警備体制…………… 207	1 警備体制…………… 206		
2 警備実施…………… 207	2 警備実施…………… 206		
3 警備活動に対する援助要求…………… 210	3 警備活動に対する援助要求…………… 209		
第2 避難指示、誘導…………… 211	第2 避難指示、誘導…………… 210		
1 避難指示、高齢者等避難…………… 212	1 避難指示、高齢者等避難…………… 211		
2 警戒区域の設定…………… 214	2 警戒区域の設定…………… 213		
3 避難の誘導…………… 214	3 避難の誘導…………… 213		
4 指定緊急避難場所…………… 215	4 指定緊急避難場所…………… 214		
5 広域避難（広域一時滞在）…………… 215	5 広域避難（広域一時滞在）…………… 214		
第3 緊急輸送…………… 217	第3 緊急輸送…………… 216		
1 緊急輸送の実施…………… 219	1 緊急輸送の実施…………… 218		
2 緊急輸送のための道路の確保…………… 219	2 緊急輸送のための道路の確保…………… 218		
3 輸送車両、船舶、ヘリコプターの確保…………… 221	3 輸送車両、船舶、ヘリコプターの確保…………… 220		
4 緊急輸送状況の把握…………… 225	4 緊急輸送状況の把握…………… 224		
5 交通規制…………… 225	5 交通規制…………… 224		
第4 消火活動、救助・救急活動、水防活動、海上災害対策活動…………… 229	第4 消火活動、救助・救急活動、水防活動、海上災害対策活動…………… 228		
1 消火活動…………… 230	1 消火活動…………… 229		
2 救助・救急活動…………… 232	2 救助・救急活動…………… 231		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
3 水害防止活動…………… 234	3 水害防止活動…………… 233		
4 海上災害対策活動…………… 235	4 海上災害対策活動…………… 234		
第5 応急医療…………… 238	第5 応急医療…………… 237		
1 応急医療体制の確保…………… 239	1 応急医療体制の確保…………… 238		
2 応急医療活動…………… 241	2 応急医療活動…………… 241		
3 後方支援活動…………… 243	3 後方支援活動…………… 243		
第6 危険物等災害防止対策…………… 248	第6 危険物等災害防止対策…………… 248		
1 危険物等流出対策…………… 249	1 危険物等流出対策…………… 249		
2 石油類等危険物施設の安全確保…………… 250	2 石油類等危険物施設の安全確保…………… 250		
3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保…………… 250	3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保…………… 250		
4 毒劇物取扱施設の安全確保…………… 250	4 毒劇物取扱施設の安全確保…………… 250		
5 有害物質の漏えい及び石綿飛散防止対策…………… 251	5 有害物質の漏えい及び石綿飛散防止対策…………… 251		
第7 燃料対策…………… 252	第7 燃料対策…………… 252		
1 連絡体制の確保と情報の収集…………… 253	1 連絡体制の確保と情報の収集…………… 253		
2 重要施設への燃料の供給…………… 253	2 重要施設への燃料の供給…………… 253		
3 災害応急対策車両への燃料の供給…………… 253	3 災害応急対策車両への燃料の供給…………… 253		
4 燃料の確保…………… 254	4 燃料の確保…………… 254		
5 県民への広報…………… 254	5 県民への広報…………… 254		
第5節 被災者生活支援…………… 255	第5節 被災者生活支援…………… 255		
第1 被災者の把握等…………… 255	第1 被災者の把握等…………… 255		
1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握…………… 256	1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握…………… 256		
2 罹災証明書の交付…………… 257	2 罹災証明書の交付…………… 257		
第2 避難生活の確保、健康管理…………… 259	第2 避難生活の確保、健康管理…………… 259		
1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営…………… 260	1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営…………… 260		
2 避難所等における生活環境の整備…………… 263	2 避難所等における生活環境の整備…………… 263		
3 健康管理…………… 264	3 健康管理…………… 264		
4 精神保健、心のケア対策…………… 265	4 精神保健、心のケア対策…………… 265		
第3 ボランティア活動の支援…………… 268	第3 ボランティア活動の支援…………… 268		
1 ボランティア「受入窓口」の設置・運営…………… 269	1 ボランティア「受入窓口」の設置・運営…………… 269		
2 ボランティア「担当窓口」の設置・機能…………… 270	2 ボランティア「担当窓口」の設置・機能…………… 270		
第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達 272	第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達 272		
1 ニーズの把握…………… 273	1 ニーズの把握…………… 273		
2 相談窓口の設置…………… 273	2 相談窓口の設置…………… 273		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
3 被災者への情報伝達…………… 274	3 被災者への情報伝達…………… 274		
4 安否情報の提供…………… 275	4 安否情報の提供…………… 275		
第5 生活救援物資の供給…………… 276	第5 生活救援物資の供給…………… 276		
1 食料、生活必需品等の供給…………… 277	1 食料、生活必需品等の供給…………… 277		
2 応急給水の実施…………… 280	2 応急給水の実施…………… 280		
第6 要配慮者安全確保対策…………… 283	第6 要配慮者安全確保対策…………… 283		
1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策…………… 284	1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策…………… 284		
2 在宅要配慮者に対する安全確保対策…………… 285	2 在宅要配慮者に対する安全確保対策…………… 285		
3 外国人に対する安全確保対策…………… 286	3 外国人に対する安全確保対策…………… 286		
第7 応急教育…………… 289	第7 応急教育…………… 289		
1 児童生徒等の安全確保…………… 290	1 児童生徒等の安全確保…………… 290		
2 応急教育…………… 291	2 応急教育…………… 291		
第8 帰宅困難者対策…………… 293	第8 帰宅困難者対策…………… 293		
1 各機関の取組…………… 293	1 各機関の取組…………… 293		
第9 義援物資対策…………… 296	第9 義援物資対策…………… 296		
1 義援物資の供給…………… 297	1 義援物資の供給…………… 297		
第10 愛玩動物の保護対策…………… 298	第10 愛玩動物の保護対策…………… 298		
1 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護…………… 299	1 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護…………… 299		
2 避難所における動物の適正飼養に係る措置…………… 299	2 避難所における動物の適正飼養に係る措置…………… 299		
第6節 災害救助法の適用…………… 300	第6節 災害救助法の適用…………… 300		
1 被害状況の把握及び認定…………… 301	1 被害状況の把握及び認定…………… 301		
2 救助法の適用基準…………… 302	2 救助法の適用基準…………… 302		
3 救助法の適用手続…………… 303	3 救助法の適用手続…………… 303		
4 救助法による救助…………… 304	4 救助法による救助…………… 304		
5 災害対策基金等の管理…………… 304	5 災害対策基金等の管理…………… 304		
6 郵政事業に係る特別取扱い…………… 304	6 郵政事業に係る特別取扱い…………… 304		
第7節 応急復旧・事後処理…………… 306	第7節 応急復旧・事後処理…………… 306		
第1 建築物の応急復旧…………… 306	第1 建築物の応急復旧…………… 306		
1 応急危険度判定…………… 307	1 応急危険度判定…………… 307		
2 住宅の応急修理…………… 308	2 住宅の応急修理…………… 308		
3 応急仮設住宅の提供…………… 309	3 応急仮設住宅の提供…………… 309		
4 建築物の応急復旧への支援…………… 310	4 建築物の応急復旧への支援…………… 310		
第2 土木施設の応急復旧…………… 311	第2 土木施設の応急復旧…………… 311		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
1 道路の応急復旧…………… 312	1 道路の応急復旧…………… 312		
2 港湾、漁港の応急復旧…………… 313	2 港湾、漁港の応急復旧…………… 313		
3 鉄道の応急復旧…………… 313	3 鉄道の応急復旧…………… 313		
4 その他土木施設の応急復旧…………… 322	4 その他土木施設の応急復旧…………… 322		
第3 ライフライン施設の応急復旧…………… 324	第3 ライフライン施設の応急復旧…………… 324		
1 電力施設の応急復旧…………… 325	1 電力施設の応急復旧…………… 325		
2 電話施設の応急復旧…………… 328	2 電話施設の応急復旧…………… 328		
3 都市ガス施設の応急復旧…………… 331	3 都市ガス施設の応急復旧…………… 331		
4 上水道施設の応急復旧…………… 332	4 上水道施設の応急復旧…………… 332		
5 下水道施設の応急復旧…………… 334	5 下水道施設の応急復旧…………… 334		
第4 災害廃棄物・防疫・障害物の除去…………… 336	第4 災害廃棄物・防疫・障害物の除去…………… 336		
1 災害廃棄物の処理…………… 337	1 災害廃棄物の処理…………… 337		
2 防疫…………… 340	2 防疫…………… 340		
3 障害物の除去…………… 342	3 障害物の除去…………… 342		
第5 行方不明者等の捜索…………… 344	第5 行方不明者等の捜索…………… 344		
1 行方不明者等の捜索…………… 345	1 行方不明者等の捜索…………… 345		
2 遺体の処理…………… 345	2 遺体の処理…………… 345		
3 遺体の火葬…………… 346	3 遺体の火葬…………… 346		
第4章 災害復旧・復興対策計画	第4章 災害復旧・復興対策計画		
第1節 被災者の生活の安定化…………… 348	第1節 被災者の生活の安定化…………… 348		
第1 義援金の募集及び配分…………… 348	第1 義援金の募集及び配分…………… 348		
1 義援金の募集及び受付…………… 349	1 義援金の募集及び受付…………… 349		
2 委員会の設置…………… 349	2 委員会の設置…………… 349		
3 義援金の保管…………… 349	3 義援金の保管…………… 349		
4 義援金の配分…………… 349	4 義援金の配分…………… 349		
第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付…………… 351	第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付…………… 351		
1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付…………… 352	1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付…………… 352		
2 災害見舞金の支給…………… 354	2 災害見舞金の支給…………… 354		
3 生活福祉資金の貸付…………… 354	3 生活福祉資金の貸付…………… 354		
4 母子父子寡婦福祉資金の貸付…………… 356	4 母子父子寡婦福祉資金の貸付…………… 356		
5 農林漁業復旧資金…………… 356	5 農林漁業復旧資金…………… 356		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
6 中小企業復興資金…………… 358	6 中小企業復興資金…………… 358		
7 住宅復興資金…………… 358	7 住宅復興資金…………… 359		
第3 租税及び公共料金等の特例措置…………… 360	第3 租税及び公共料金等の特例措置…………… 360		
1 国税等の徴収猶予及び減免の措置…………… 360	1 国税等の徴収猶予及び減免の措置…………… 360		
2 その他公共料金の特例措置…………… 361	2 その他公共料金の特例措置…………… 361		
第4 雇用対策…………… 362	第4 雇用対策…………… 362		
1 離職者への措置…………… 363	1 離職者への措置…………… 363		
2 雇用保険の失業給付に関する特例措置…………… 363	2 雇用保険の失業給付に関する特例措置…………… 363		
3 被災事業主に関する措置…………… 363	3 被災事業主に関する措置…………… 363		
第5 住宅建設の促進…………… 365	第5 住宅建設の促進…………… 365		
1 建設計画の作成…………… 365	1 建設計画の作成…………… 365		
2 事業の実施…………… 366	2 事業の実施…………… 366		
3 入居者の選定…………… 366	3 入居者の選定…………… 366		
第6 被災者生活再建支援法の適用…………… 367	第6 被災者生活再建支援法の適用…………… 367		
1 被害状況の把握及び被災世帯の認定…………… 368	1 被害状況の把握及び被災世帯の認定…………… 368		
2 支援法の適用基準…………… 368	2 支援法の適用基準…………… 368		
3 支援法の適用手続…………… 369	3 支援法の適用手続…………… 369		
4 支援金の支給額…………… 370	4 支援金の支給額…………… 370		
5 支援金支給申請手続…………… 370	5 支援金支給申請手続…………… 370		
6 支援金の支給…………… 371	6 支援金の支給…………… 371		
第7 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給 …………… 372	第7 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給 …………… 373		
1 被害状況の把握及び被災世帯の認定…………… 373	1 被害状況の把握及び被災世帯の認定…………… 374		
2 補助事業の適用基準…………… 373	2 補助事業の適用基準…………… 374		
3 補助事業の適用手続…………… 373	3 補助事業の適用手続…………… 374		
4 支援金の支給額…………… 374	4 支援金の支給額…………… 375		
5 支援金支給申請手続…………… 374	5 支援金支給申請手続…………… 376		
6 支援金の支給…………… 375	6 支援金の支給…………… 376		
7 市町村への補助…………… 375	7 市町村への補助…………… 376		
第2節 被災施設の復旧…………… 376	第2節 被災施設の復旧…………… 377		
1 災害復旧事業計画の作成…………… 377	1 災害復旧事業計画の作成…………… 378		
2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成…………… 377	2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成…………… 378		
3 災害復旧事業の実施…………… 378	3 災害復旧事業の実施…………… 379		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前		改定後		現計画 掲載項	備考 ()は意見提出元
4 解体、がれき処理…………… 379	4 解体、がれき処理…………… 380	4 解体、がれき処理…………… 380	4 解体、がれき処理…………… 380		
第3節 激甚災害の指定…………… 380	第3節 激甚災害の指定…………… 380	第3節 激甚災害の指定…………… 381	第3節 激甚災害の指定…………… 381		
1 災害調査…………… 380	1 災害調査…………… 380	1 災害調査…………… 381	1 災害調査…………… 381		
2 激甚災害指定の手續…………… 383	2 激甚災害指定の手續…………… 383	2 激甚災害指定の手續…………… 384	2 激甚災害指定の手續…………… 384		
第4節 復興計画の作成…………… 384	第4節 復興計画の作成…………… 384	第4節 復興計画の作成…………… 385	第4節 復興計画の作成…………… 385		
1 事前復興対策の実施…………… 385	1 事前復興対策の実施…………… 385	1 事前復興対策の実施…………… 386	1 事前復興対策の実施…………… 386		
2 復興対策本部の設置…………… 385	2 復興対策本部の設置…………… 385	2 復興対策本部の設置…………… 386	2 復興対策本部の設置…………… 386		
3 復興方針・計画の策定…………… 386	3 復興方針・計画の策定…………… 386	3 復興方針・計画の策定…………… 387	3 復興方針・計画の策定…………… 387		
4 復興事業の実施…………… 386	4 復興事業の実施…………… 386	4 復興事業の実施…………… 387	4 復興事業の実施…………… 387		
付編 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画	付編 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画	付編 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画	付編 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画		
第1章 総則…………… 388	第1章 総則…………… 388	第1章 総則…………… 389	第1章 総則…………… 389		
第1節 計画作成の趣旨…………… 388	第1節 計画作成の趣旨…………… 388	第1節 計画作成の趣旨…………… 389	第1節 計画作成の趣旨…………… 389		
第2節 計画作成の基本方針…………… 388	第2節 計画作成の基本方針…………… 388	第2節 計画作成の基本方針…………… 389	第2節 計画作成の基本方針…………… 389		
第2章 防災責任者が実施する事務又は業務の大綱…………… 390	第2章 防災責任者が実施する事務又は業務の大綱…………… 390	第2章 防災責任者が実施する事務又は業務の大綱…………… 391	第2章 防災責任者が実施する事務又は業務の大綱…………… 391		
第3章 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置…………… 397	第3章 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置…………… 397	第3章 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置…………… 398	第3章 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置…………… 398		
第1節 東海地震注意情報等の伝達…………… 397	第1節 東海地震注意情報等の伝達…………… 397	第1節 東海地震注意情報等の伝達…………… 398	第1節 東海地震注意情報等の伝達…………… 398		
第2節 警戒体制への準備…………… 397	第2節 警戒体制への準備…………… 397	第2節 警戒体制への準備…………… 398	第2節 警戒体制への準備…………… 398		
第3節 警戒宣言、東海地震に関する情報について…………… 397	第3節 警戒宣言、東海地震に関する情報について…………… 397	第3節 警戒宣言、東海地震に関する情報について…………… 398	第3節 警戒宣言、東海地震に関する情報について…………… 398		
第4章 警戒宣言発令時の対応措置…………… 400	第4章 警戒宣言発令時の対応措置…………… 400	第4章 警戒宣言発令時の対応措置…………… 401	第4章 警戒宣言発令時の対応措置…………… 401		
第1節 警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言の伝達…………… 400	第1節 警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言の伝達…………… 400	第1節 警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言の伝達…………… 401	第1節 警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言の伝達…………… 401		
第2節 警戒体制の確立…………… 402	第2節 警戒体制の確立…………… 402	第2節 警戒体制の確立…………… 403	第2節 警戒体制の確立…………… 403		
第3節 地震防災応急対策の実施…………… 411	第3節 地震防災応急対策の実施…………… 411	第3節 地震防災応急対策の実施…………… 412	第3節 地震防災応急対策の実施…………… 412		
第4節 住民等のとるべき措置…………… 433	第4節 住民等のとるべき措置…………… 433	第4節 住民等のとるべき措置…………… 434	第4節 住民等のとるべき措置…………… 434		
第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則		
第2節 茨城県の防災環境	第2節 茨城県の防災環境	第2節 茨城県の防災環境	第2節 茨城県の防災環境		
第2 社会環境の特性	第2 社会環境の特性	第2 社会環境の特性	第2 社会環境の特性		
4 広域交通ネットワークの整備	4 広域交通ネットワークの整備	4 広域交通ネットワークの整備	4 広域交通ネットワークの整備	5	「茨城県土地利用基本計画」と整合を図るため (交通政策課)
(略)	(略)	(略)	(略)		
鉄道は、南北の幹線となる常磐線のほか、水戸を起点として、県	鉄道は、南北の幹線となる常磐線を軸に、各地域で県民の広域的	鉄道は、南北の幹線となる常磐線を軸に、各地域で県民の広域的	鉄道は、南北の幹線となる常磐線を軸に、各地域で県民の広域的		

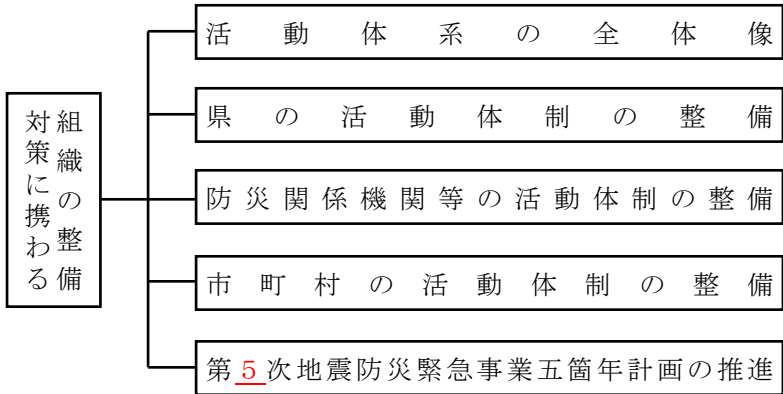
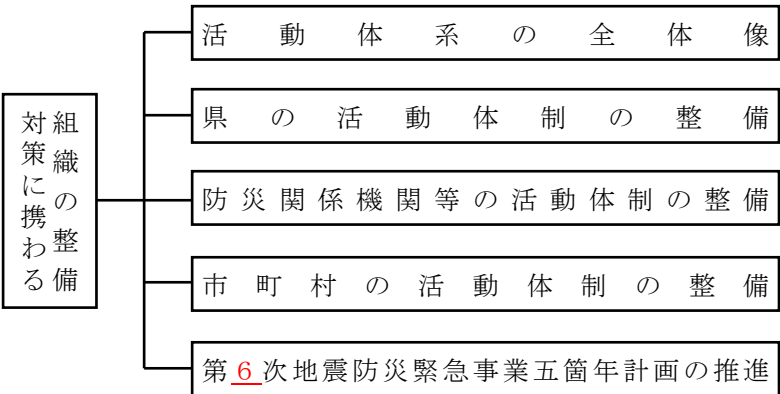
茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考 ()は意見提出元																																																																																																												
西地域には水戸線、県北山間地域には水郡線、鹿行地域には大洗鹿島線が運行されているほか、つくばと秋葉原を結ぶつくばエクスプレスについては、輸送人員が順調に伸びており、東京や県内 への延伸が今後 期待されている。 港湾については、茨城港（日立港区、常陸那珂港区、大洗港区）、鹿島港の2つの重要港湾が供用されているほか、空港については、茨城空港が平成22年3月に開港し、国内線では札幌間、神戸間、福岡間、那覇間、国際線では中国上海間、韓国ソウル間、台湾台北間の7路線が就航している。 （略） 第3節 茨城県の地震被害 第1 地震災害の歴史 <table><tr><td>1</td><td>地震災害の歴史</td></tr></table> 〔明治以降の地震〕（抜粋） <table><tr><th colspan="2">発震年月日</th><th colspan="2">震央の位置</th><th>マグニ チュード</th><th rowspan="2">被害摘要</th></tr><tr><th>西暦</th><th>日本歴</th><th>北緯</th><th>東経</th></tr><tr><td>2023.5.26</td><td>令和5.5.26</td><td>35°06′</td><td>140°07′</td><td>6.2</td><td>神栖市で震度5弱、鹿嶋市など9市町で震度4、土浦市など29市町村で震度3を記録。人的・物的被害無し。</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr></table> 第4節 各機関の業務の大綱 第1 茨城県 （略） 5 救助、防疫等罹__者の救助・保護	1	地震災害の歴史	発震年月日		震央の位置		マグニ チュード	被害摘要	西暦	日本歴	北緯	東経	2023.5.26	令和5.5.26	35°06′	140°07′	6.2	神栖市で震度5弱、鹿嶋市など9市町で震度4、土浦市など29市町村で震度3を記録。人的・物的被害無し。	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	な移動手段の確保が図られており、 _____つくばエクスプレス_____の東京及び土浦への延伸をはじめ、地下鉄8号線、ひたちなか海浜鉄道への延伸が 期待されている。 港湾については、茨城港（日立港区、常陸那珂港区、大洗港区）、鹿島港の2つの重要港湾が供用されているほか、空港については、茨城空港が平成22年3月に開港し、国内線では札幌間、神戸間、福岡間、那覇間、国際線では中国上海間、_____西安間、台湾台北間の7路線が就航している。 （略） 第3節 茨城県の地震被害 第1 地震災害の歴史 <table><tr><td>1</td><td>地震災害の歴史</td></tr></table> 〔明治以降の地震〕（抜粋） <table><tr><th colspan="2">発震年月日</th><th colspan="2">震央の位置</th><th>マグニ チュード</th><th rowspan="2">被害摘要</th></tr><tr><th>西暦</th><th>日本歴</th><th>北緯</th><th>東経</th></tr><tr><td>2023.5.26</td><td>令和5.5.26</td><td>35°06′</td><td>140°07′</td><td>6.2</td><td>神栖市で震度5弱、鹿嶋市など9市町で震度4、土浦市など29市町村で震度3を記録。人的・物的被害無し。</td></tr><tr><td>2023.7.22</td><td>令和5.7.22</td><td>36°05′</td><td>140°08′</td><td>4.8</td><td>水戸市など7市町村で震度4を記録。人的・物的被害無し。</td></tr><tr><td>2024.3.15</td><td>令和6.3.15</td><td>37°01′</td><td>141°02′</td><td>5.8</td><td>北茨城市で震度4を記録。人的・物的被害無し。</td></tr><tr><td>2024.3.21</td><td>令和6.3.21</td><td>36°01′</td><td>139°09′</td><td>5.3</td><td>笠間市など11市町で震度4を記録。人的・物的被害無し。</td></tr><tr><td>2024.4.24</td><td>令和6.4.24</td><td>36°05′</td><td>140°06′</td><td>5.0</td><td>水戸市など7市町で震度4を記録。人的・物的被害無し。</td></tr><tr><td>2024.8.19</td><td>令和6.8.19</td><td>36°07′</td><td>140°06′</td><td>4.7</td><td>日立市、高萩市で震度4を記録。人的・物的被害無し。</td></tr><tr><td>2024.8.19</td><td>令和6.8.19</td><td>36°07′</td><td>140°06′</td><td>5.1</td><td>日立市で震度5弱。高萩市で震度4を記録。人的・物的被害無し。</td></tr></table> 第4節 各機関の業務の大綱 第1 茨城県 （略） 5 救助、防疫等罹災者の救助・保護	1	地震災害の歴史	発震年月日		震央の位置		マグニ チュード	被害摘要	西暦	日本歴	北緯	東経	2023.5.26	令和5.5.26	35°06′	140°07′	6.2	神栖市で震度5弱、鹿嶋市など9市町で震度4、土浦市など29市町村で震度3を記録。人的・物的被害無し。	2023.7.22	令和5.7.22	36°05′	140°08′	4.8	水戸市など7市町村で震度4を記録。人的・物的被害無し。	2024.3.15	令和6.3.15	37°01′	141°02′	5.8	北茨城市で震度4を記録。人的・物的被害無し。	2024.3.21	令和6.3.21	36°01′	139°09′	5.3	笠間市など11市町で震度4を記録。人的・物的被害無し。	2024.4.24	令和6.4.24	36°05′	140°06′	5.0	水戸市など7市町で震度4を記録。人的・物的被害無し。	2024.8.19	令和6.8.19	36°07′	140°06′	4.7	日立市、高萩市で震度4を記録。人的・物的被害無し。	2024.8.19	令和6.8.19	36°07′	140°06′	5.1	日立市で震度5弱。高萩市で震度4を記録。人的・物的被害無し。	10	時点修正 （防災・危機管理課）
1	地震災害の歴史																																																																																																														
発震年月日		震央の位置		マグニ チュード	被害摘要																																																																																																										
西暦	日本歴	北緯	東経																																																																																																												
2023.5.26	令和5.5.26	35°06′	140°07′	6.2	神栖市で震度5弱、鹿嶋市など9市町で震度4、土浦市など29市町村で震度3を記録。人的・物的被害無し。																																																																																																										
_____	_____	_____	_____	_____	_____																																																																																																										
_____	_____	_____	_____	_____	_____																																																																																																										
_____	_____	_____	_____	_____	_____																																																																																																										
_____	_____	_____	_____	_____	_____																																																																																																										
_____	_____	_____	_____	_____	_____																																																																																																										
_____	_____	_____	_____	_____	_____																																																																																																										
1	地震災害の歴史																																																																																																														
発震年月日		震央の位置		マグニ チュード	被害摘要																																																																																																										
西暦	日本歴	北緯	東経																																																																																																												
2023.5.26	令和5.5.26	35°06′	140°07′	6.2	神栖市で震度5弱、鹿嶋市など9市町で震度4、土浦市など29市町村で震度3を記録。人的・物的被害無し。																																																																																																										
2023.7.22	令和5.7.22	36°05′	140°08′	4.8	水戸市など7市町村で震度4を記録。人的・物的被害無し。																																																																																																										
2024.3.15	令和6.3.15	37°01′	141°02′	5.8	北茨城市で震度4を記録。人的・物的被害無し。																																																																																																										
2024.3.21	令和6.3.21	36°01′	139°09′	5.3	笠間市など11市町で震度4を記録。人的・物的被害無し。																																																																																																										
2024.4.24	令和6.4.24	36°05′	140°06′	5.0	水戸市など7市町で震度4を記録。人的・物的被害無し。																																																																																																										
2024.8.19	令和6.8.19	36°07′	140°06′	4.7	日立市、高萩市で震度4を記録。人的・物的被害無し。																																																																																																										
2024.8.19	令和6.8.19	36°07′	140°06′	5.1	日立市で震度5弱。高萩市で震度4を記録。人的・物的被害無し。																																																																																																										
		16	誤記修正 （防災・危機管理課）																																																																																																												

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
(略) 第7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者 3 指定公共行政機関 関東総合通信局 1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する こと 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援 に関すること 3 災害対策用移動通信機器_____及び災害対 策用移動電源車等の貸し出しに関すること 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局 の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更 を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に 関すること 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に 関すること 関東財務局 1 災害<u>復旧事業費の</u>査定立会<u>い</u>に関すること。 2 <u>災害つなぎ資金の融資（短期）に関すること。</u> 3 <u>災害復旧事業の融資（長期）に関すること。</u> 4 <u>国有財産の無償貸与業務に関すること。</u> 5 金融上の措置に関すること。 6 指定地方公共機関 報道機関（株式会社茨城新聞社、株式会社_____茨城放送）	(略) 第7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者 3 指定公共行政機関 関東総合通信局 1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する こと 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援 に関すること 3 災害対策用移動通信機器、<u>臨時災害放送局用設備</u>及び災害対 策用移動電源車等の貸し出しに関すること 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局 の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更 を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に 関すること 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に 関すること 関東財務局 1 災害_____査定立会__に関すること。 2 <u>金融機関等に対する金融上の措置に関すること。</u> 3 <u>地方公共団体に対する融資に関すること。</u> 4 <u>国有財産の管理処分に関すること。</u> 6 指定地方公共機関 報道機関（株式会社茨城新聞社、株式会社<u>LuckyFM</u>茨城放送）	17 17 22	非常災害時に貸与する 資機材の追記 （関東総合通信局） 関東財務局本局の記載 に合わせたもの （関東財務局水戸財務 事務所） 事業者名変更による変 更 （防災・危機管理課）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
1 県民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関すること。 2 県民に対する災害応急対策等の周知に関すること。 3 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に関すること。 第2章 災害予防計画 第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備 第1 対策に携わる組織の整備 ■基本事項 3 対策体系  ■対策 1 活動体系の全体像 (1) 県の防災体制整備 2) 関連する県の防災組織 ② 県水防本部 ア 設置の根拠 水防法第7条 イ 所掌事務	1 県民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関すること。 2 県民に対する災害応急対策等の周知に関すること。 3 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に関すること。 第2章 災害予防計画 第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備 第1 対策に携わる組織の整備 ■基本事項 3 対策体系  ■対策 1 活動体系の全体像 (1) 県の防災体制整備 2) 関連する県の防災組織 ② 県水防本部 ア 設置の根拠 水防法第7条 イ 所掌事務	26 28	誤記修正 （防災・危機管理課） 組織改編に伴う修正 （河川課）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
県内各河川、海岸の洪水又は高潮による水災の警戒と防 御 組織	県内各河川、海岸の洪水又は高潮による水災の警戒と防 御 組織		
第2 相互応援体制の整備 ■対策 1 応援要請・受入体制の整備 (1) 都道府県間の相互応援 3) 応援受入体制の整備 (略) その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。	第2 相互応援体制の整備 ■対策 1 応援要請・受入体制の整備 (1) 都道府県間の相互応援 3) 応援受入体制の整備 (略) その際、<u>感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、他都道府県からの応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合には、公共施設の空きスペース、仮設の</u>	33	防災基本計画との整合を図るため (防災・危機管理課)

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
<u>また</u>、平常時から協定を締結した都道府県との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。 (2) 市町村間の相互応援 2) 応援要請体制の整備 市町村は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備し職員への周知徹底を図るとともに、応援部隊の執務スペースの確保に努める。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。 (略) (4) 県における県内市町村の応援 (略) その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。 ■対策 1 応援要請・受入体制の整備 (5) 県と防災関係機関及び防災関係機関間の連携 1) 県と防災関係機関との連携 ③ NHK水戸放送局、<u>茨城放送</u>との協定 (資料2-22、2-23)「災害時における放送要請に関する協定」)	<u>拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。</u> <u>なお</u>、平常時から協定を締結した都道府県との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。 (2) 市町村間の相互応援 2) 応援要請体制の整備 市町村は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備し職員への周知徹底を図るとともに、応援部隊の執務スペースの確保に努める。その際、<u>感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u> (略) (4) 県における県内市町村の応援 (略) その際、<u>感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u> ■対策 1 応援要請・受入体制の整備 (5) 県と防災関係機関及び防災関係機関間の連携 1) 県と防災関係機関との連携 ③ NHK水戸放送局、<u>LuckyFM茨城放送</u>との協定 (資料2-22、2-23)「災害時における放送要請に関する協定」)	34 34 35	防災基本計画との整合を図るため (防災・危機管理課) 防災基本計画との整合を図るため (防災・危機管理課) 事業者名変更による変更 (防災・危機管理課)

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前		改定後		現計画 掲載項	備考 ()は意見提出元
2 他都道府県災害時の応援活動のための体制整備 【県（防災・危機管理部）】 (1) 応援要請に対応するための体制整備 (略) なお、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、日常より研修及び訓練の実施を行っておく。		2 他都道府県災害時の応援活動のための体制整備 【県（防災・危機管理部）】 (1) 応援要請に対応するための体制整備 (略) なお、<u> </u>感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、日常より研修及び訓練の実施を行っておく。		35	防災基本計画との整合を図るため (防災・危機管理課)
第3 防災組織等の活動体制の整備					
■対策					
3 ボランティア組織の育成・連携 (4) 一般ボランティアの養成・登録 2) <u>ボランティアリーダーの養成</u> 県社会福祉協議会は、災害時に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、<u>ボランティアリーダーの養成・研修</u>を実施する。		3 ボランティア組織の育成・連携 (4) 一般ボランティアの養成・登録 2) <u>災害ボランティアセンター運営訓練の実施</u> 県社会福祉協議会は、災害時に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、<u>災害ボランティアセンター運営訓練</u>を実施する。		41	災害ボランティアリーダー養成及び登録を、災害ボランティア登録に統合するため。 (茨城県社会福祉協議会)
(6) 災害ボランティアの活動環境の整備 4) 被災者支援の迅速・適切な実施 インターネットを活用したボランティアの募集等に係る情報の収集・提供の充実、資機材の十分な確保等ボランティア実施に係る環境整備の推進、ボ<u>ア</u>ンティア等の個人情報の保護や感染症予防への配慮などにより、被災者支援の迅速化や適切な実施を図る。		(6) 災害ボランティアの活動環境の整備 4) 被災者支援の迅速・適切な実施 インターネットを活用したボランティアの募集等に係る情報の収集・提供の実施、資機材の十分な確保等ボランティア実施に係る環境整備の推進、ボ<u>ラ</u>ンティア等の個人情報の保護や感染症予防への配慮などにより、被災者支援の迅速化や適切な実施を図る。		43	誤記訂正 (八千代町)
第4 情報通信ネットワークの整備					
■対策					
1 情報通信設備の整備		1 情報通信設備の整備		48	記載漏れのため、修正

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
(1) 県の情報通信設備 【県（<u> </u>防災・危機管理部、農林水産部、土木部）】 （略） (4) 情報通信設備の耐震化 【県（<u> </u>防災・危機管理部、土木部、警察本部）、市町村、防災関係機関】 （略） 第2節 地震に強いまちづくり 第1 防災まちづくりの推進 ■対策 4 市街地開発の推進 （略） 【県（土木部）】 都市における災害の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市町村の実施する<u>再開発事業</u>を促進する。 （略） 第5 地盤災害防止対策の推進 ■対策 5 地盤沈下防止対策の推進 【県（政策企画部、県民生活環境部、土木部）、市町村】 広域的な低地化をもたらす地盤沈下は地震水害の被害を増大させる可能性がある。また、地盤沈下による建築物、土木建造物等の耐震性の劣化の可能性がされている。このため、<u>地盤沈下の進行を停止させるよう、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制する。</u> 第3節 被害軽減への備え 第2 消火活動、救助・救急活動への備え	(1) 県の情報通信設備 【県（<u>政策企画部</u>、防災・危機管理部、農林水産部、土木部）】 （略） (4) 情報通信設備の耐震化 【県（<u>政策企画部</u>、防災・危機管理部、土木部、警察本部）、市町村、防災関係機関】 （略） 第2節 地震に強いまちづくり 第1 防災まちづくりの推進 ■対策 4 市街地開発の推進 （略） 【県（土木部）】 都市における災害の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市町村の実施する<u>市街地再開発事業</u>を促進する。 （略） 第5 地盤災害防止対策の推進 ■対策 5 地盤沈下防止対策の推進 【県（政策企画部、県民生活環境部、土木部）、市町村】 広域的な低地化をもたらす地盤沈下は地震水害の被害を増大させる可能性がある。また、地盤沈下による建築物、土木建造物等の耐震性の劣化の可能性がされている。このため、<u>一定規模以上の地下水採取を規制することにより、地盤沈下の防止を図る。</u> 第3節 被害軽減への備え 第2 消火活動、救助・救急活動への備え	55 75	するもの （情報システム課） 再開発事業と省略されているため、正式名称に修正するもの。 （都市整備課） 記載方法変更のため （水政課）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元																																																																		
■対策 3 救助力の強化 【県（防災・危機管理部）、市町村】 (1) 救助活動体制の強化 災害現場から要救助者を安全な場所へ救出するため、救助隊の設置を進めるとともに、救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備を促進し、救助活動体制の整備を図る。 第3 医療救護活動への備え ■対策 2 後方医療施設の整備 (1) 災害拠点病院の整備 (略) (指定状況) 基幹災害拠点病院：2 地域災害拠点病院：16 <table><tr><th>区分</th><th>医療圏</th><th>医療機関名</th></tr><tr><td>基幹</td><td>全 県</td><td>水戸赤十字病院 独立行政法人国立病院機構水戸医療センター</td></tr><tr><td>地域</td><td>日立</td><td>株式会社日立製作所日立総合病院</td></tr><tr><td>〃</td><td>常陸太田・ひたちなか</td><td>株式会社日立製作所ひたちなか総合病院</td></tr><tr><td>〃</td><td>水戸</td><td>茨城県立中央病院 水戸済生会総合病院</td></tr><tr><td>〃</td><td>鹿行</td><td>医療法人社団善仁会 小山記念病院 神栖済生会病院</td></tr><tr><td>〃</td><td>土浦</td><td>総合病院土浦協同病院</td></tr><tr><td>〃</td><td>つくば</td><td>筑波メディカルセンター病院 筑波大学附属病院 筑波記念病院</td></tr><tr><td>〃</td><td>取手・竜ヶ崎</td><td>J Aとりで総合医療センター つくばセントラル病院 牛久愛和総合病院</td></tr><tr><td>〃</td><td>筑西・下妻</td><td>茨城県西部メディカルセンター</td></tr><tr><td>〃</td><td>古河・坂東</td><td>古河赤十字病院 茨城西南医療センター病院</td></tr></table>	区分	医療圏	医療機関名	基幹	全 県	水戸赤十字病院 独立行政法人国立病院機構水戸医療センター	地域	日立	株式会社日立製作所日立総合病院	〃	常陸太田・ひたちなか	株式会社日立製作所ひたちなか総合病院	〃	水戸	茨城県立中央病院 水戸済生会総合病院	〃	鹿行	医療法人社団善仁会 小山記念病院 神栖済生会病院	〃	土浦	総合病院土浦協同病院	〃	つくば	筑波メディカルセンター病院 筑波大学附属病院 筑波記念病院	〃	取手・竜ヶ崎	J Aとりで総合医療センター つくばセントラル病院 牛久愛和総合病院	〃	筑西・下妻	茨城県西部メディカルセンター	〃	古河・坂東	古河赤十字病院 茨城西南医療センター病院	■対策 3 救助力の強化 【県（防災・危機管理部）、市町村】 (1) 救助活動体制の強化 災害現場から要救助者を安全な場所へ救出するため、救助隊の設置を進めるとともに、救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備を促進し、救助活動体制の整備を図る。<u>その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u> 第3 医療救護活動への備え ■対策 2 後方医療施設の整備 (1) 災害拠点病院の整備 (略) (指定状況) 基幹災害拠点病院：1 地域災害拠点病院：17 <table><tr><th>区分</th><th>医療圏</th><th>医療機関名</th></tr><tr><td>基幹</td><td>全 県</td><td>独立行政法人国立病院機構水戸医療センター</td></tr><tr><td>地域</td><td>日立</td><td>株式会社日立製作所日立総合病院</td></tr><tr><td>〃</td><td>常陸太田・ひたちなか</td><td>株式会社日立製作所ひたちなか総合病院</td></tr><tr><td>〃</td><td>水戸</td><td>水戸赤十字病院 茨城県立中央病院 水戸済生会総合病院</td></tr><tr><td>〃</td><td>鹿行</td><td>医療法人社団善仁会 小山記念病院 神栖済生会病院</td></tr><tr><td>〃</td><td>土浦</td><td>総合病院土浦協同病院</td></tr><tr><td>〃</td><td>つくば</td><td>筑波メディカルセンター病院 筑波大学附属病院 筑波記念病院</td></tr><tr><td>〃</td><td>取手・竜ヶ崎</td><td>J Aとりで総合医療センター つくばセントラル病院 牛久愛和総合病院</td></tr><tr><td>〃</td><td>筑西・下妻</td><td>茨城県西部メディカルセンター</td></tr><tr><td>〃</td><td>古河・坂東</td><td>古河赤十字病院 茨城西南医療センター病院</td></tr></table>	区分	医療圏	医療機関名	基幹	全 県	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター	地域	日立	株式会社日立製作所日立総合病院	〃	常陸太田・ひたちなか	株式会社日立製作所ひたちなか総合病院	〃	水戸	水戸赤十字病院 茨城県立中央病院 水戸済生会総合病院	〃	鹿行	医療法人社団善仁会 小山記念病院 神栖済生会病院	〃	土浦	総合病院土浦協同病院	〃	つくば	筑波メディカルセンター病院 筑波大学附属病院 筑波記念病院	〃	取手・竜ヶ崎	J Aとりで総合医療センター つくばセントラル病院 牛久愛和総合病院	〃	筑西・下妻	茨城県西部メディカルセンター	〃	古河・坂東	古河赤十字病院 茨城西南医療センター病院	88	防災基本計画との整合を図るため (防災・危機管理課)
区分	医療圏	医療機関名																																																																			
基幹	全 県	水戸赤十字病院 独立行政法人国立病院機構水戸医療センター																																																																			
地域	日立	株式会社日立製作所日立総合病院																																																																			
〃	常陸太田・ひたちなか	株式会社日立製作所ひたちなか総合病院																																																																			
〃	水戸	茨城県立中央病院 水戸済生会総合病院																																																																			
〃	鹿行	医療法人社団善仁会 小山記念病院 神栖済生会病院																																																																			
〃	土浦	総合病院土浦協同病院																																																																			
〃	つくば	筑波メディカルセンター病院 筑波大学附属病院 筑波記念病院																																																																			
〃	取手・竜ヶ崎	J Aとりで総合医療センター つくばセントラル病院 牛久愛和総合病院																																																																			
〃	筑西・下妻	茨城県西部メディカルセンター																																																																			
〃	古河・坂東	古河赤十字病院 茨城西南医療センター病院																																																																			
区分	医療圏	医療機関名																																																																			
基幹	全 県	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター																																																																			
地域	日立	株式会社日立製作所日立総合病院																																																																			
〃	常陸太田・ひたちなか	株式会社日立製作所ひたちなか総合病院																																																																			
〃	水戸	水戸赤十字病院 茨城県立中央病院 水戸済生会総合病院																																																																			
〃	鹿行	医療法人社団善仁会 小山記念病院 神栖済生会病院																																																																			
〃	土浦	総合病院土浦協同病院																																																																			
〃	つくば	筑波メディカルセンター病院 筑波大学附属病院 筑波記念病院																																																																			
〃	取手・竜ヶ崎	J Aとりで総合医療センター つくばセントラル病院 牛久愛和総合病院																																																																			
〃	筑西・下妻	茨城県西部メディカルセンター																																																																			
〃	古河・坂東	古河赤十字病院 茨城西南医療センター病院																																																																			
		93	基幹拠点病院の指定を解除され、地域拠点病院の指定を受けたため (保健政策課)																																																																		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
(3) 災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の体制整備 【県（福祉部）】 （略） 5 医療関係者に対する訓練等の実施 (5) DPATの研修 【国（厚生労働省）、県（福祉部）】 国及び県は、DPATが災害発生時に迅速な派遣が可能となるよう、DPATに参加する医師、看護師等に対する教育研修や養成研修を推進するものとする。 (6) 災害医療コーディネーターの研修 （略） (7) 災害時健康危機管理支援チーム（以下「DHEAT」という。）の研修	(3) 災害支援ナースの体制整備 【県（保健医療部）】 県は、病院、診療所との協定締結など、地震等による大規模な災害の被災地で医療救護を行う災害支援ナースを派遣する体制整備に努める。 (4) 災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の体制整備 【県（福祉部）】 （略） 5 医療関係者に対する訓練等の実施 (5) DPATの研修 【国（厚生労働省）、県（福祉部）】 国及び県は、DPATが災害発生時に迅速な派遣が可能となるよう、DPATに参加する医師、看護師等に対する教育研修や養成研修を推進するものとする。 (6) 災害支援ナースの研修 【国（厚生労働省）、県（保健医療部）】 国及び県は、災害支援ナースが災害発生時に被災地の医療機関や避難所等に応援派遣が可能となるよう看護職に対する養成研修及び教育研修を推進するものとする。 (7) 災害医療コーディネーターの研修 （略） (8) 災害時健康危機管理支援チーム（以下「DHEAT」という。）の研修	94 97	防災基本計画との整合を図るため （保健政策課） 医療法及び感染症法の改正との整合を図るため （茨城県看護協会）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
(略) 第4 被災者支援のための備え ■基本事項 2 留意点 (5) ニーズに応じた調達・確保 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することをふまえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における感染症拡大防止に必要な物資 をはじめ、夏期には扇風機等、冬期には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実状を考慮した物資の調達・確保を行う必要がある。 ■対策 1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定 (2) 指定避難所の指定 【市町村】 市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、 住民への周知徹底を図るとともに、避難所運営マニュアルの整備に努め、訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するものとする。 指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとし、設置場所としては、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、体育館、公民館、市民セン	(略) 第4 被災者支援のための備え ■基本事項 2 留意点 (5) ニーズに応じた調達・確保 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することをふまえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資料をはじめ、夏期には扇風機等、冬期には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実状を考慮した物資の調達・確保を行う必要がある。 ■対策 1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定 (2) 指定避難所の指定 【市町村】 市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るとともに、避難所運営マニュアルの整備に努め、訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するものとする。 指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとし、設置場所としては、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、体育館、公民館、市民セン	99 101	防災基本計画との整合を図るため (生活衛生課) 防災基本計画との整合を図るため (生活衛生課)

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
ター等の公共建築物とする。 また、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。 （略）	ター等の公共建築物とする。 <u>指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。</u> また、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。 （略）	101	防災基本計画との整合を図るため （防災・危機管理課）
（4）避難所の備蓄物資及び設備の整備 （略） また、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。 備蓄すべき主なものは、次のとおりである。 1）食料、飲料水（断水を想定した井戸水の活用を含む） 2）生活必需品 3）ラジオ、テレビ 4）通信機材（衛星携帯電話、<u> </u>災害時用公衆電話（特設公衆電話）、市町村防災行政無線を含む） 5）放送設備 6）照明設備（非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む） 7）炊き出しに必要な機材及び燃料 8）給水用機材<u> </u> 9）救護所及び医療資機材（常備薬含む。） 10）物資の集積所（備蓄倉庫等） 11）仮設の小屋又はテント、仮設のトイレ、マンホールトイレ 12）マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティションテン	（4）避難所の備蓄物資及び設備の整備 （略） また、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。 備蓄すべき主なものは、次のとおりである。 1）食料、飲料水（断水を想定した井戸水の活用を含む） 2）生活必需品 3）ラジオ、テレビ 4）通信機材（衛星携帯電話、<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、市町村防災行政無線を含む） 5）放送設備 6）照明設備（非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む） 7）炊き出しに必要な機材及び燃料 8）給水用機材、<u>給水タンク</u> 9）救護所及び医療資機材（常備薬含む。） 10）物資の集積所（備蓄倉庫等） 11）仮設の小屋又はテント、仮設のトイレ、マンホールトイレ 12）マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティションテン	102	防災基本計画との整合を図るため （防災・危機管理課）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
ト 13) 工具類 (略)	ト 13) 工具類 (略)		
2 食料、生活必需品等の供給体制の整備 (1) 食料の備蓄並びに調達体制の整備 1) 県の体制整備 県は、救助法が適用されるような一定規模以上の災害や市町村段階での必要量の確保が困難となった場合に備え、避難所生活で必要不可欠な食料及び飲料水、生活必需品等の計画的な備蓄・調達体制の整備を行う<u>ものとする。</u> (略) ① 公的備蓄 【県（防災・危機管理部、土木部）】 ア 備蓄品目 (ア) 食料等 パン、アルファ米、クラッカー、乳児用粉ミルク・液体ミルク、飲料水等 (イ) 生活必需品等 毛布、ビニールシート、パーティションテント、簡易トイレ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、生理用品、トイレットペーパー、マスク、消毒液 等 なお、品目については、市町村における備蓄状況、高齢者や障害者等の要配慮者への配慮、アレルギー対策、感染症対策等を考慮し、選定・更新を行っていくものとする。	2 食料、生活必需品等の供給体制の整備 (1) 食料の備蓄並びに調達体制の整備 1) 県の体制整備 県は、救助法が適用されるような一定規模以上の災害や市町村段階での必要量の確保が困難となった場合に備え、避難所生活で必要不可欠な食料及び飲料水、生活必需品等の計画的な備蓄・調達体制の整備を行う<u>とともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</u> (略) ① 公的備蓄 【県（防災・危機管理部、土木部）】 ア 備蓄品目 (ア) 食料等 パン、アルファ米、クラッカー、乳児用粉ミルク・液体ミルク、飲料水等 (イ) 生活必需品等 毛布、ビニールシート、パーティションテント、簡易トイレ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、生理用品、トイレットペーパー、マスク、消毒液、<u>簡易ベッド</u> 等 なお、品目については、市町村における備蓄状況、高齢者や障害者等の要配慮者への配慮、アレルギー対策、感染症対策等を考慮し、選定・更新を行っていくものとする。	103 104	防災基本計画との整合を図るため (防災・危機管理部) 生活必需品目の追加 (防災・危機管理部)

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考 ()は意見提出元
② 流通在庫備蓄 (略) ア 調達品目 (ア) 食料等 パックごはん、おにぎり、弁当、パン、ビスケット・クッキー、即席めん、味噌汁・スープ、レトルト食品、缶詰、乳児用粉ミルク・液体ミルク、飲料水等 (イ) 生活必需品等 ・寝具（毛布等、段ボール製ベッド・シート・間仕切り） ・日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、マウスウォッシュ、トイレトペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、<u>ティッシュペーパー</u>、ウェットティッシュ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、おしりふき、使い捨てカイロ、マスク、消毒液、ガムテープ） ・衣料品（作業着、下着（上下）、靴下、運動靴、雨具等） ・炊事用具（鍋、釜、やかん、ケトル、包丁、缶切り等） ・食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等） ・光熱材料（発電機、ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等附属器具、卓上ガスコンロ等） ・その他（ビニールシート、仮設トイレ、土嚢袋等）	② 流通在庫備蓄 (略) ア 調達品目 (ア) 食料等 パックごはん、おにぎり、弁当、パン、ビスケット・クッキー、即席めん、味噌汁・スープ、レトルト食品、缶詰、乳児用粉ミルク・液体ミルク、飲料水等 (イ) 生活必需品等 ・寝具（毛布等、段ボール製ベッド・シート・間仕切り） ・日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、マウスウォッシュ、トイレトペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、<u>授乳服、防犯ブザー</u>、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、おしりふき、使い捨てカイロ、マスク、消毒液、ガムテープ） ・衣料品（作業着、下着（上下）、靴下、運動靴、雨具等） ・炊事用具（鍋、釜、やかん、ケトル、包丁、缶切り等） ・食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等） ・光熱材料（発電機、ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等附属器具、卓上ガスコンロ等） ・その他（ビニールシート、仮設トイレ、土嚢袋等） <u>なお、仮設トイレは、衛生的で誰もが快適に使用できる仕様のトイレを確保するよう努めるものとする。</u>	104	生活必需品目の追加 (防災・危機管理課)

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
2) 市町村の体制整備 【市町村】 市町村は、茨城県地震被害想定を踏まえ、当日を含む3日間の物資需要量を目標として食料等の備蓄に努めるものとする。その際、避難所に指定されている施設又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとし、必要に応じ、備蓄倉庫の整備を実施する<u>こととする。</u> 3 応急給水・応急復旧体制の整備 (1) 行動指針の作成 (略) ●緊急時の指揮命令系統、給水拠点及び水道施設並びに道路の図面の保管場所（同一図面の複数の場所への保管場所を含む。）、指揮命令者等との連絡に必要な手順等を定めること。 ●県及び他の都道府県域から支援者、<u>厚生労働省</u>、自衛隊等の他の機関に対する支援要請を行う場合の手順を定めること。 ●外部の支援者に期待する役割とその受け入れ体制を定めること。 ▷集結場所、駐車場所、居留場所 ▷職員と支援者の役割分担と連絡手段 ●住民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容等を定めること。 ▷緊急時給水拠点の位置等の情報について広報や給水拠点の表示の徹底 ▷地震規模に応じた断水時期の目処 ▷住民に求める飲料水の備蓄の量及びその水の水質保持の方法 ●他の水道事業者等の応急対策を支援する場合の留意事項を定めること。 ▷指揮命令系統の整った支援班の編成 ▷自らの食事、宿泊用具、工事用資材の携行	2) 市町村の体制整備 【市町村】 市町村は、茨城県地震被害想定を踏まえ、当日を含む3日間の物資需要量を目標として食料等の備蓄に努めるものとする。その際、避難所に指定されている施設又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとし、必要に応じ、備蓄倉庫の整備を実施する<u>とともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</u> 3 応急給水・応急復旧体制の整備 (1) 行動指針の作成 (略) ●緊急時の指揮命令系統、給水拠点及び水道施設並びに道路の図面の保管場所（同一図面の複数の場所への保管場所を含む。）、指揮命令者等との連絡に必要な手順等を定めること。 ●県及び他の都道府県域から支援者、<u>国土交通省</u>、自衛隊等の他の機関に対する支援要請を行う場合の手順を定めること。 ●外部の支援者に期待する役割とその受け入れ体制を定めること。 ▷集結場所、駐車場所、居留場所 ▷職員と支援者の役割分担と連絡手段 ●住民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容等を定めること。 ▷緊急時給水拠点の位置等の情報について広報や給水拠点の表示の徹底 ▷地震規模に応じた断水時期の目処 ▷住民に求める飲料水の備蓄の量及びその水の水質保持の方法 ●他の水道事業者等の応急対策を支援する場合の留意事項を定めること。 ▷指揮命令系統の整った支援班の編成 ▷自らの食事、宿泊用具、工事用資材の携行	105 106	防災基本計画との整合を図るため (防災・危機管理課) 水道行政の国土交通省への移管のため (水政課)

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
第5 要配慮者安全確保のための備え ■対策 2 在宅要配慮者の救護体制の確保 (3) 相互協力体制の整備 【県（防災・危機管理部、保健医療部、福祉部）、市町村】 県及び市町村は、民生委員や、避難行動要支援者の近隣住民（自主防災組織や地域防災協力員）、避難行動要支援者<u>を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチーム</u>やボランティア組織等との連携により、避難行動要支援者安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。 特に、市町村は、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、個別____計画（避難行動要支援者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医、避難手段、避難所までの避難ルート等の情報）の策定に努める。 （略） (4) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施 【県（防災・危機管理部、保健医療部、福祉部）、市町村】 県及び市町村は、近隣住民（自主防災組織）、<u>地域ケアシステムの在宅ケアチーム</u>やボランティア組織等の協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。 （略） 3 要配慮者の避難所等における支援体制の確保 (1) 災害派遣福祉チーム（以下「<u>DWAT</u>」という。）の研修 【県（福祉部）、市町村】 県及び市町村は、避難所等で福祉的支援を行う<u>DWAT</u>が災害発生時に迅速な派遣及び受入れが可能となるよう、<u>DWAT</u>に参加する福祉専門職、避難所運営の関係者に対する研修を推進するものとする。	第5 要配慮者安全確保のための備え ■対策 2 在宅要配慮者の救護体制の確保 (3) 相互協力体制の整備 【県（防災・危機管理部、保健医療部、福祉部）、市町村】 県及び市町村は、民生委員や、避難行動要支援者の近隣住民（自主防災組織や地域防災協力員）、避難行動要支援者<u>毎の住宅療養を支援する関係者</u>やボランティア組織等との連携により、避難行動要支援者安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。 特に、市町村は、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、個別<u>避難</u>計画（避難行動要支援者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医、避難手段、避難所までの避難ルート等の情報）の策定に努める。 （略） (4) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施 【県（防災・危機管理部、保健医療部、福祉部）、市町村】 県及び市町村は、近隣住民（自主防災組織）、<u>在宅療養者毎の支援チーム</u>やボランティア組織等の協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。 （略） 3 要配慮者の避難所等における支援体制の確保 (1) 災害派遣福祉チーム（以下「<u>DWAT</u>」という。）の研修 【県（福祉部）、市町村】 県及び市町村は、避難所等で福祉的支援を行う<u>DWAT</u>が災害発生時に迅速な派遣及び受入れが可能となるよう、<u>DWAT</u>に参加する福祉専門職、避難所運営の関係者に対する研修を推進するものとする。	113 113 113	文言修正のため （健康推進課） 災害対策基本法の改正による 語句修正 （福祉政策課） 文言修正のため （健康推進課） 文言修正のため （福祉政策課）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
第4節 防災教育・訓練 第1 防災教育 ■基本事項 1 趣旨 地震による被害を最小限にとどめるためには、県民の一人一人が日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、行政による「公助」、個々人の自覚に根ざした「自助」、地域コミュニティ等による「共助」が連携して減災のための社会をつくる県民運動の展開が必要である。このため、県、市町村、防災関係機関は防災教育活動を推進するものとする。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する よう努める。 ■対策 1 一般県民向けの防災教育 (1) 普及啓発すべき内容 4) 防災関連設備等の準備 ① 非常用持出袋 ② 消火器等消火資機材 ③ 住宅用火災警報器 ④ その他防災関連設備等 第2 防災訓練 ■基本事項 1 趣旨 (略) また、訓練の実施に当たっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する	第4節 防災教育・訓練 第1 防災教育 ■基本事項 1 趣旨 地震による被害を最小限にとどめるためには、県民の一人一人が日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、行政による「公助」、個々人の自覚に根ざした「自助」、地域コミュニティ等による「共助」が連携して減災のための社会をつくる県民運動の展開が必要である。このため、県、市町村、防災関係機関は防災教育活動を推進するものとする。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。 ■対策 1 一般県民向けの防災教育 (1) 普及啓発すべき内容 4) 防災関連設備等の準備 ① 消火器 ② ガスのマイコンメーター ③ 感震ブレーカー ④ 非常持出品等 第2 防災訓練 ■基本事項 1 趣旨 (略) また、訓練の実施に当たっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無	119 121 124	防災基本計画との整合を図るため (生活衛生課) 防災基本計画との整合を図るため (消防安全課) 防災基本計画との整合を図るため (生活衛生課)

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前				改定後				現計画 掲載項	備考 ()は意見提出元																																																																				
よう努める。 第3章 災害応急対策計画 第1節 初動対応 第1 職員参集・動員 ■ 対策 1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容 職員配備の決定基準は県内での地震の揺れの規模、津波の予報、災害の状況等により次のとおり定める。				による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。 第3章 災害応急対策計画 第1節 初動対応 第1 職員参集・動員 ■ 対策 1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容 職員配備の決定基準は県内での地震の揺れの規模、津波の予報、災害の状況等により次のとおり定める。				133	災害対策本部条例施行規則の改正に伴う修正 (防災・危機管理課)																																																																				
<table><tr><th colspan="2">体制区分</th><th>配備基準</th><th>配備人員</th><th>災害対策本部等の設置</th></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">連絡配備</td><td>県内の2市町村で震度4を記録したとき。</td><td>付表事前配備1の欄に掲げる課及び出先機関</td><td>必要に応じて災害情報</td></tr><tr><td>「南海トラフ臨時情報（調査中）」が発表されたとき。</td><td>において連絡調整を行うために必要な人員</td><td>連絡担当者会議を開催</td></tr></table> <table><tr><td rowspan="6">警戒体制 (事前配備)</td><td rowspan="2">第1</td><td>県内で震度5弱を記録したとき又は茨城県に津波注意報が発表されたとき。</td><td>付表事前配備1の欄に掲げるもの</td><td>必要に応じて災害情報 連絡担当者会議を開催</td></tr><tr><td>「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき。</td><td></td><td>必要に応じて防災監会議又は災害情報連絡担当者会議を開催</td></tr><tr><td rowspan="4">第2</td><td>県内で震度5強を記録したとき若しくは茨城県に津波警報が発表されたとき。</td><td>付表事前配備2の欄に掲げるもの</td><td>災害情報 報連絡担当者会議を開催するとともに、必要に応じて災害警戒本部を設置</td></tr><tr><td>「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。</td><td></td><td>災害警戒本部を設置</td></tr><tr><td>「北海道・三陸沖後発地震注意情報」は発表されたとき。</td><td></td><td>必要に応じて災害対策本部を設置</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>				体制区分		配備基準	配備人員			災害対策本部等の設置	連絡配備		県内の2市町村で震度4を記録したとき。	付表事前配備1の欄に掲げる課及び出先機関	必要に応じて災害情報	「南海トラフ臨時情報（調査中）」が発表されたとき。	において連絡調整を行うために必要な人員	連絡担当者会議を開催	警戒体制 (事前配備)	第1	県内で震度5弱を記録したとき又は茨城県に津波注意報が発表されたとき。	付表事前配備1の欄に掲げるもの	必要に応じて災害情報 連絡担当者会議を開催	「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき。		必要に応じて防災監会議又は災害情報連絡担当者会議を開催	第2	県内で震度5強を記録したとき若しくは茨城県に津波警報が発表されたとき。	付表事前配備2の欄に掲げるもの	災害情報 報連絡担当者会議を開催するとともに、必要に応じて災害警戒本部を設置	「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。		災害警戒本部を設置	「北海道・三陸沖後発地震注意情報」は発表されたとき。		必要に応じて災害対策本部を設置				<table><tr><th colspan="2">体制区分</th><th>配備基準</th><th>配備人員</th><th>災害対策本部等の設置</th></tr><tr><td colspan="2" rowspan="2">連絡配備</td><td>県内の2市町村で震度4を記録したとき。</td><td>付表事前配備1の欄に掲げる課及び出先機関</td><td>必要に応じて災害情報</td></tr><tr><td>「南海トラフ臨時情報（調査中）」が発表されたとき。</td><td>において連絡調整を行うために必要な人員</td><td>連絡担当者会議を開催</td></tr></table> <table><tr><td rowspan="6">警戒体制 (事前配備)</td><td rowspan="2">第1</td><td>県内で震度5弱を記録したとき又は茨城県に津波注意報が発表されたとき。</td><td>付表事前配備1の欄に掲げるもの</td><td>必要に応じて災害情報 連絡担当者会議を開催</td></tr><tr><td>「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき。</td><td></td><td>必要に応じて防災監会議又は災害情報連絡担当者会議を開催</td></tr><tr><td rowspan="4">第2</td><td>県内で震度5強を記録したとき若しくは茨城県に津波警報が発表されたとき。</td><td>付表事前配備2の欄に掲げるもの</td><td>防災監会議又は災害情報 報連絡担当者会議を開催するとともに、必要に応じて災害警戒本部を設置</td></tr><tr><td>「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。</td><td></td><td>災害警戒本部を設置</td></tr><tr><td>「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表されたとき。</td><td></td><td>必要に応じて災害対策本部を設置</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>				体制区分		配備基準	配備人員	災害対策本部等の設置	連絡配備		県内の2市町村で震度4を記録したとき。	付表事前配備1の欄に掲げる課及び出先機関	必要に応じて災害情報	「南海トラフ臨時情報（調査中）」が発表されたとき。	において連絡調整を行うために必要な人員	連絡担当者会議を開催	警戒体制 (事前配備)	第1	県内で震度5弱を記録したとき又は茨城県に津波注意報が発表されたとき。	付表事前配備1の欄に掲げるもの	必要に応じて災害情報 連絡担当者会議を開催	「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき。		必要に応じて防災監会議又は災害情報連絡担当者会議を開催	第2	県内で震度5強を記録したとき若しくは茨城県に津波警報が発表されたとき。	付表事前配備2の欄に掲げるもの	防災監会議又は災害情報 報連絡担当者会議を開催するとともに、必要に応じて災害警戒本部を設置	「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。		災害警戒本部を設置	「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表されたとき。		必要に応じて災害対策本部を設置			
体制区分		配備基準	配備人員	災害対策本部等の設置																																																																									
連絡配備		県内の2市町村で震度4を記録したとき。	付表事前配備1の欄に掲げる課及び出先機関	必要に応じて災害情報																																																																									
		「南海トラフ臨時情報（調査中）」が発表されたとき。	において連絡調整を行うために必要な人員	連絡担当者会議を開催																																																																									
警戒体制 (事前配備)	第1	県内で震度5弱を記録したとき又は茨城県に津波注意報が発表されたとき。	付表事前配備1の欄に掲げるもの	必要に応じて災害情報 連絡担当者会議を開催																																																																									
		「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき。		必要に応じて防災監会議又は災害情報連絡担当者会議を開催																																																																									
	第2	県内で震度5強を記録したとき若しくは茨城県に津波警報が発表されたとき。	付表事前配備2の欄に掲げるもの	災害情報 報連絡担当者会議を開催するとともに、必要に応じて災害警戒本部を設置																																																																									
		「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。		災害警戒本部を設置																																																																									
		「北海道・三陸沖後発地震注意情報」は発表されたとき。		必要に応じて災害対策本部を設置																																																																									
体制区分		配備基準	配備人員	災害対策本部等の設置																																																																									
連絡配備		県内の2市町村で震度4を記録したとき。	付表事前配備1の欄に掲げる課及び出先機関	必要に応じて災害情報																																																																									
		「南海トラフ臨時情報（調査中）」が発表されたとき。	において連絡調整を行うために必要な人員	連絡担当者会議を開催																																																																									
警戒体制 (事前配備)	第1	県内で震度5弱を記録したとき又は茨城県に津波注意報が発表されたとき。	付表事前配備1の欄に掲げるもの	必要に応じて災害情報 連絡担当者会議を開催																																																																									
		「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき。		必要に応じて防災監会議又は災害情報連絡担当者会議を開催																																																																									
	第2	県内で震度5強を記録したとき若しくは茨城県に津波警報が発表されたとき。	付表事前配備2の欄に掲げるもの	防災監会議又は災害情報 報連絡担当者会議を開催するとともに、必要に応じて災害警戒本部を設置																																																																									
		「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。		災害警戒本部を設置																																																																									
		「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表されたとき。		必要に応じて災害対策本部を設置																																																																									

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前				改定後				現計画 掲載項	備考 ()は意見提出元
(略) 付表				(略) 付表				134	災害対策本部条例施行規則の改正に伴う修正 (防災・危機管理課)
部局名		事前配備体制		部局名		事前配備体制			
		事前配備 1	事前配備 2			事前配備 1	事前配備 2		
総務部		報道・広聴課 4	総務課 2 人事課 2 管財課 3 報道・広聴課 4 秘書課 1	総務部		報道・広聴課 4	総務課 2 人事課 2 管財課 3 報道・広聴課 4 秘書課 1		
政策企画部			政策調整課 1 地域振興課 1 情報システム課 1 交通政策課 1 水政課 1	政策企画部			政策調整課 1 地域振興課 1 情報システム課 1 交通政策課 1 水政課 1		
県民生活環境部			生活文化課 2 環境対策課 4 廃棄物規制課 2 資源循環推進課 1	県民生活環境部			生活文化課 2 環境対策課 4 廃棄物規制課 2 資源循環推進課 1		
防災・危機管理部	防災・危機管理課 9 消防安全課 5		防災・危機管理課 全員 (20) 消防安全課 全員 (20) 原子力安全対策課 1	防災・危機管理部	防災・危機管理課 9 消防安全課 5		防災・危機管理課 全員 (20) 消防安全課 全員 (20) 原子力安全対策課 1		
保健医療部	保健政策課 1		保健政策課 4 健康推進課 1 医療政策課 2	保健医療部	保健政策課 1		保健政策課 4 健康推進課 1 医療政策課 2		
福祉部	福祉政策課 1	福祉政策課 1 長寿福祉課 1 障害福祉課 1	福祉部	福祉政策課 1	福祉政策課 1 長寿福祉課 1 障害福祉課 1				
営業戦略部		営業企画課 4	営業戦略部		営業企画課 4				
立地推進部		立地推進課 1 立地整備課 1 宅地整備販売課 1	立地推進部		立地推進課 1 立地整備課 1 宅地整備販売課 1				
産業戦略部		産業政策課 3 技術革新課 1	産業戦略部		産業政策課 3 技術革新課 1				
農林水産部	水産振興課 1	農業政策課 3 <u>農業技術課</u> 1 林業課 1 水産振興課 2 農村計画課 2	農林水産部	水産振興課 1	農業政策課 3 <u>農業経営課</u> 1 農業技術課 1 林業課 1 水産振興課 2 農村計画課 2				
(略)									

改定前		改定後		現計画 掲載項	備考()
2 職員の動員・参集 (2) 職員の動員 1) 動員の伝達系統 動員伝達系統を次に示す。		2 職員の動員・参集 (2) 職員の動員 1) 動員の伝達系統 動員伝達系統を次に示す。		136	事業者名変更による変更 (防災・危機管理課)
2) 動員の伝達手段 ② 勤務時間外における動員の伝達 ウ ラジオ・テレビによる伝達 動員班員は、加入電話が使用不可能の場合は、事務局総括班長を通じ、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、NHK及び茨城放送に動員に関する放送を要請し伝達する。このような状況の場合は、職員は、地震後速や		2) 動員の伝達手段 ② 勤務時間外における動員の伝達 ウ ラジオ・テレビによる伝達 動員班員は、加入電話が使用不可能の場合は、事務局総括班長を通じ、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、NHK及びLuckyFM茨城放送に動員に関する放送を要請し伝達する。このような状況の場合は、職員は、地震後速や		138	事業者名変更による変更 (防災・危機管理課)

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画掲載項	備考（）は意見提出元
かにラジオ・テレビ放送を視聴するよう努めるものとする。 第2 災害対策本部 ■対策 1 県 (1) 組織系統 (本省会議) 本部長 副本部長 本部員 (知事) (副知事) 本部付 (知事公室長、議会事務局長) (現地災害対策本部) 防災会議 (本部署務局) 局長：防災・危機管理部長 次長：[防災・危機管理部次長 防災・危機管理課長 事務局付 総括班 情報班 対策班 航空運用調整班 応援・受援班 物資・燃料調整班 原子力対策班 広報班 視察・要望班 機動班 総務部 総務班、動員班、厚生班、財政班、管財班、税務班、市町村班、報道・広聴班、秘書班 政策企画部 政策調整班、情報システム班、交通班、水道班 県民生活環境部 生活文化班、国際交流班、女性相談班、環境班、廃棄物対策指導班 防災・危機管理部 防災・危機管理班、消防安全班、原子力安全対策班、環境放射線監視センターモニタリング班 保健医療部 保健政策班、医療対策班、避難行動要支援者（難病患者）支援班、保健予防班、緊急医療センター、薬務班、生活衛生班 福祉部 福祉政策班、救助班、災害ボランティア支援班、避難行動要支援者（高齢者）支援班、避難行動要支援者（障害者）支援班、避難行動要支援者（母子）支援班 営業戦略部 情報発信班、観光班、東京連絡班 立地推進部 立地推進班 産業戦略部 商工労働班 農林水産部 食糧対策班、農産班、畜産班、林業班、水産班、農地班 土木部 監理班、道路班、河川班、港湾班、都市整備班、下水道班、住宅班 会計部 会計班 企業部 企業班 県立病院部 県立病院班 教育部 総務班、学校施設班、社会教育施設班、文化班、小中学校管理班、県立高等学校管理班、県立特別支援学校管理班、保健・体育施設班 警備対策部 (県警本部長が別に定める。) ＜事務局組織＞ 事務局長：防災・危機管理部防災・危機管理部長 事務局次長：防災・危機管理部防災・危機管理部次長、防災・危機管理部防災・危機管理課長 事務局付：防災・危機管理部企画室長、防災・危機管理課防災・危機管理専門監、防災・危機管理課副参事（機動班総括班長を兼ねる）、消防安全課長、消防安全課産業保	かにラジオ・テレビ放送を視聴するよう努めるものとする。 第2 災害対策本部 ■対策 1 県 (1) 組織系統 (本省会議) 本部長 副本部長 本部員 (知事) (副知事) 本部付 (知事公室長、議会事務局長) (現地災害対策本部) 防災会議 (本部署務局) 局長：防災・危機管理部長 次長：[防災・危機管理部次長 防災・危機管理課長 事務局付 総括班 情報班 対策班 航空運用調整班 応援・受援班 物資・燃料調整班 原子力対策班 広報班 視察・要望班 機動班 総務部 総務班、動員班、厚生班、財政班、管財班、税務班、市町村班、報道・広聴班、秘書班 政策企画部 政策調整班、情報システム班、交通班、水道班 県民生活環境部 生活文化班、国際交流班、女性相談班、環境班、廃棄物対策指導班 防災・危機管理部 防災・危機管理班、消防安全班、原子力安全対策班、環境放射線監視センターモニタリング班 保健医療部 保健政策班、医療対策班、避難行動要支援者（難病患者）支援班、保健予防班、緊急医療センター、薬務班、生活衛生班 福祉部 福祉政策班、救助班、災害ボランティア支援班、避難行動要支援者（高齢者）支援班、避難行動要支援者（障害者）支援班、避難行動要支援者（母子）支援班、<u>避難行動要支援者（救護施設）支援班</u> 営業戦略部 情報発信班、観光班、東京連絡班 立地推進部 立地推進班 産業戦略部 商工労働班 農林水産部 食糧対策班、農産班、畜産班、林業班、水産班、農地班 土木部 監理班、道路班、河川班、港湾班、都市整備班、下水道班、住宅班 会計部 会計班 企業部 企業班 県立病院部 県立病院班 教育部 総務班、学校施設班、社会教育施設班、文化班、小中学校管理班、県立高等学校管理班、県立特別支援学校管理班、保健・体育施設班 警備対策部 (県警本部長が別に定める。) ＜事務局組織＞ 事務局長：防災・危機管理部防災・危機管理部長 事務局次長：防災・危機管理部防災・危機管理部次長、防災・危機管理部防災・危機管理課長 事務局付：防災・危機管理部企画室長、防災・危機管理課防災・危機管理専門監、防災・危機管理課副参事（機動班総括班長を兼ねる）、消防安全課長、消防安全課産業保	145 146	災害対策本部条例施行規則の改正に伴う修正（防災・危機管理課） 微修正（営業企画課） 茨城県災害対策本部事務局の組織及び運営に関する規則（防災・危機管理課）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前					改定後					現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
安室長、消防安全課副参事、原子力安全対策課長、原子力安全対策課防災調整監、原子力安全対策課副参事					安室長、消防安全課副参事、原子力安全対策課長、原子力安全対策課防災調整監、原子力安全対策課副参事						
班 名	班 長	副 班 長	班 員	分 掌 事 務	班 名	班 長	副 班 長	班 員	分 掌 事 務		
総括班	防災・危機 管 理 課 課 長 補 佐 （ 総 括 ）	生活文化課課長補佐 1 人 環境政策課（室）課 長補佐 1 人 防災・危機管理課員 1 人	行政経営課員 1 人 財政課員 1 人 生活文化課員 1 人 廃棄物規制課員 1 人 消防安全課員 3 人 宅地整備販売課員 1 人 観光物産課員 1 人 （記録係） 消防安全課員 1 人 労働政策課員 1 人 農業経営課員 1 人	1 災害対策本部会議の開催に 関すること。 2 災害対策本部及び事務局の 運営に関すること。 3 事務局各班間の連絡調整に 関すること。 4 その他事務局長から特に指 示されたこと。 （記録係） 災害対策本部及び事務局の活 動等の記録に関すること。	総括班	防災・危機 管 理 課 課 長 補 佐 （ 総 括 ）	生活文化課課長補佐 1 人 環境政策課（室）課 長補佐 1 人 防災・危機管理課員 1 人	行政経営課員 1 人 財政課員 1 人 生活文化課員 1 人 廃棄物規制課員 1 人 消防安全課員 3 人 宅地整備販売課員 1 人 観光戦略課員 1 人 （記録係） 消防安全課員 1 人 労働政策課員 1 人 農業経営課員 1 人	1 災害対策本部会議の開催に 関すること。 2 災害対策本部及び事務局の 運営に関すること。 3 事務局各班間の連絡調整に 関すること。 4 その他事務局長から特に指 示されたこと。 （記録係） 災害対策本部及び事務局の活 動等の記録に関すること。		
情報班	防災・危機 管 理 課 課 長 補 佐 （防災担当）	統計課員 1 人 消防安全課員 1 人 原子力安全対策課員 1 人	総務課員 1 人 計画推進課員 1 人 水政課員 1 人 生活文化課員 1 人 女性活躍・県民協働課 員 1 人 環境政策課員 1 人 環境対策課員 1 人 防災・危機管理課員 1 人 保健政策課員 1 人 健康推進課員 1 人 医療政策課員 1 人 グローバルビジネス支 援チーム員 1 人 産業政策課員 1 人 技術革新課員 1 人 農業政策課員 1 人 監理課員 1 人 道路維持課員 1 人 河川課員 1 人 港湾課員 1 人 下水道課員 1 人 企業局総務課員 1 人 教育庁総務課員 1 人 警察本部警備課員 1 人	1 防災関係機関からの気象情 報、電力情報その他の災害情 報の収集及び伝達に関するこ と。 2 事故発生事業所等からの情 報収集に関すること。 3 各々が収集した災害情報 で、主として次に掲げるもの の収集に関すること。 （1）河川、ダム砂防、道路及 び港湾・漁港関係情報 （2）農林水産関係情報 （3）商業及び工業関係情報 （4）災害救助、医療、防疫等 関係情報 （5）教育関係情報 （6）警察関係情報 4 災害情報の各部等への伝達 に関すること。 5 防災行政無線の管理及び運 用に関すること。 6 災害情報の整理及び記録に 関すること。 7 災害関係資料の作成に關 すること。	情報班	防災・危機 管 理 課 課 長 補 佐 （防災担当）	統計課員 1 人 消防安全課員 1 人 原子力安全対策課員 1 人	総務課員 1 人 計画推進課員 1 人 水政課員 1 人 生活文化課員 1 人 女性活躍・県民協働課 員 1 人 環境政策課員 1 人 環境対策課員 1 人 防災・危機管理課員 1 人 保健政策課員 1 人 健康推進課員 1 人 医療政策課員 1 人 販売戦略課員 1 人 産業政策課員 1 人 技術革新課員 1 人 農業政策課員 1 人 監理課員 1 人 道路維持課員 1 人 河川課員 1 人 港湾課員 1 人 下水道課員 1 人 企業局総務課員 1 人 教育庁総務課員 1 人 警察本部警備課員 1 人	1 防災関係機関からの気象情 報、電力情報その他の災害情 報の収集及び伝達に関するこ と。 2 事故発生事業所等からの情 報収集に関すること。 3 各々が収集した災害情報 で、主として次に掲げるもの の収集に関すること。 （1）河川、ダム砂防、道路及 び港湾・漁港関係情報 （2）農林水産関係情報 （3）商業及び工業関係情報 （4）災害救助、医療、防疫等 関係情報 （5）教育関係情報 （6）警察関係情報 4 災害情報の各部等への伝達 に関すること。 5 防災行政無線の管理及び運 用に関すること。 6 災害情報の整理及び記録に 関すること。 7 災害関係資料の作成に關 すること。	組織改正による変更 （営業企画課）	
対策班	消防安全課 課 長 補 佐 （ 総 括 ）	原子力安全対策課 課長補佐（企画・防 災担当） 1 人 防災・危機管理課員 2 人 消防安全課員 1 人 原子力安全対策課員 1 人	総務課員 1 人 政策調整課員 1 人 生活文化課員 1 人 防災・危機管理課員 1 人 保健政策課員 1 人 福祉政策課員 1 人 営業企画課員 1 人 立地推進課員 1 人 産業政策課員 1 人 農業政策課員 1 人 監理課員 1 人 会計管理課員 1 人 企業局総務課員 1 人	1 国（現地対策本部を含 む。）及び防災関係機関との 調整に関すること。 2 各部間の連絡調整に關 すること。 3 その他事務局長から特に指 示されたこと。 （避難対策係） 1 避難に係る連絡調整に關 すること。 2 救助物資、資材等の輸送に 係る連絡調整に関するこ と。 3 避難地域内住民の輸送に係	対策班	消防安全課 課 長 補 佐 （ 総 括 ）	原子力安全対策課 課長補佐（企画・防 災担当） 1 人 防災・危機管理課員 2 人 消防安全課員 1 人 原子力安全対策課員 1 人	総務課員 1 人 政策調整課員 1 人 生活文化課員 1 人 防災・危機管理課員 1 人 保健政策課員 1 人 福祉政策課員 1 人 営業企画課員 1 人 立地推進課員 1 人 産業政策課員 1 人 農業政策課員 1 人 監理課員 1 人 会計管理課員 1 人 企業局総務課員 1 人	1 国（現地対策本部を含 む。）及び防災関係機関との 調整に関すること。 2 各部間の連絡調整に關 すること。 3 その他事務局長から特に指 示されたこと。 （避難対策係） 1 避難に係る連絡調整に關 すること。 2 救助物資、資材等の輸送に 係る連絡調整に関するこ と。 3 避難地域内住民の輸送に係		

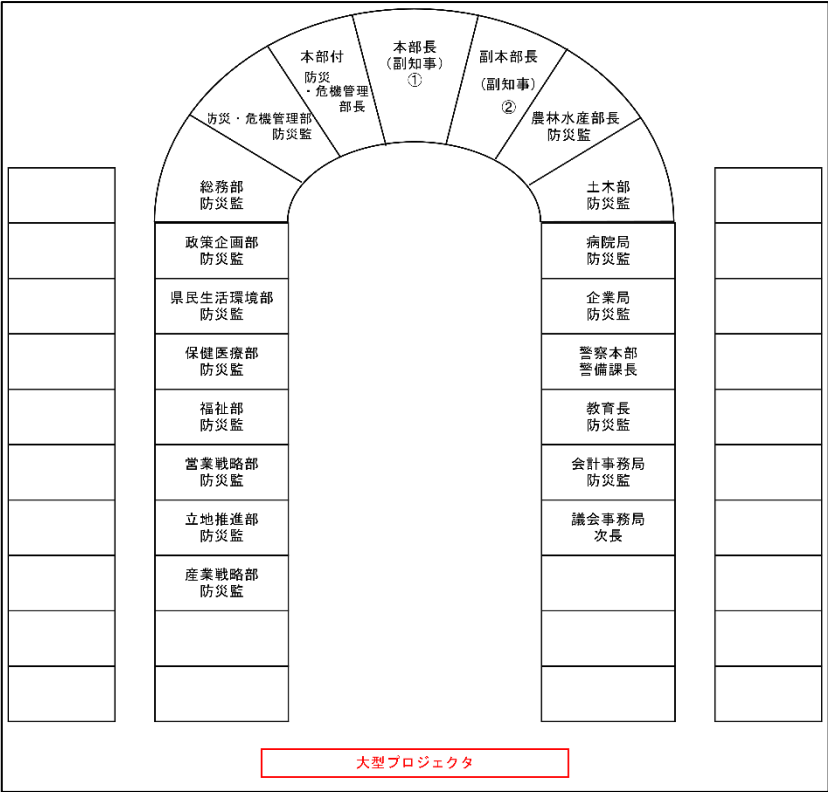
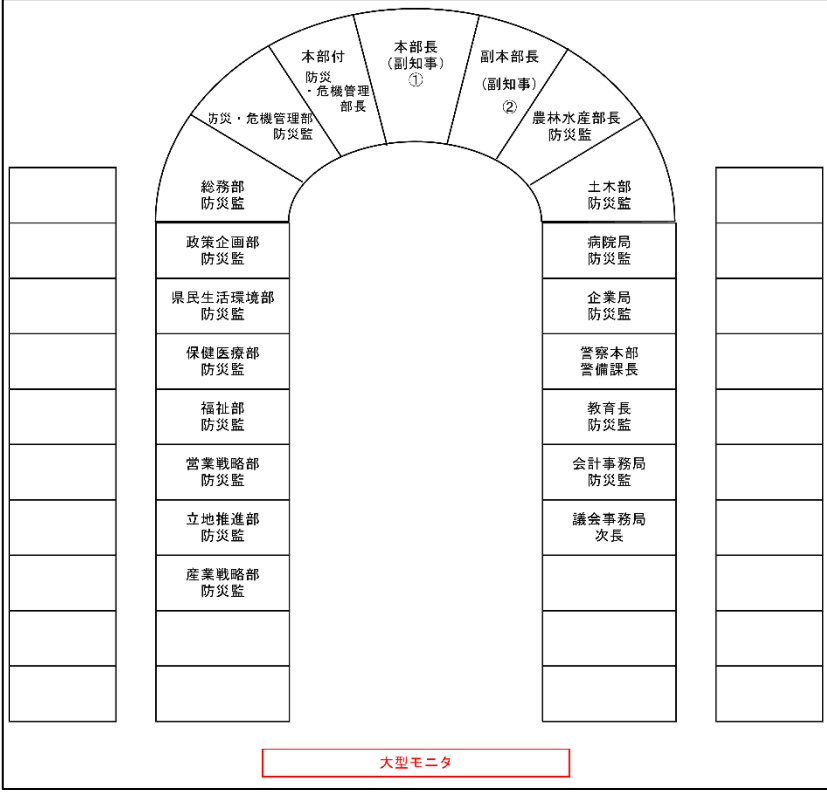
茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前					改定後					現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
			病院局経営管理課員 1人 教育庁総務課員 1人 （避難対策係） 情報システム課員 1人 生活文化課員 1人 消防安全課員 1人 原子力安全対策課員 4人 保健政策課員 1人 障害福祉課員 1人 警察本部交通規制課員 1人	る連絡調整に関すること。 4 原子力災害時における避難 住民等に対する避難退城時検 査及び簡易除染に関するこ と。				病院局経営管理課員 1人 教育庁総務課員 1人 （避難対策係） 情報システム課員 1人 生活文化課員 1人 消防安全課員 1人 原子力安全対策課員 4人 保健政策課員 1人 障害福祉課員 1人 警察本部交通規制課員 1人	る連絡調整に関すること。 4 原子力災害時における避難 住民等に対する避難退城時検 査及び簡易除染に関するこ と。		
航空運 用調整 班	消防安全課 課長補佐	消防安全課防災航空 室員 1人	消防安全課員 2人	被災者救助のためのヘリコプ ターの運航に係る関係機関との 調整に関すること。	航空運 用調整 班	消防安全課 課長補佐	消防安全課防災航空 室員 1人	消防安全課員 2人	被災者救助のためのヘリコプ ターの運航に係る関係機関との 調整に関すること。		
応援・ 受援班	防災・危機 管理課副参 事	防災・危機管理課員 1人 人事課員 1人 行政経営課員 1人	市町村課員 1人 統計課員 1人 防災・危機管理課員 1人 消防安全課員 1人 中小企業課員 1人	人的支援に関すること。	応援・ 受援班	防災・危機 管理課副参 事	防災・危機管理課員 1人 人事課員 1人 行政経営課員 1人	市町村課員 1人 統計課員 1人 防災・危機管理課員 1人 消防安全課員 1人 中小企業課員 1人	人的支援に関すること。		
物資・ 燃料調 整班	消防安全課 産業保安室 室長補佐	防災・危機管理課員 1人 交通政策課員 1人 <u>福祉政策課員</u> 1人	税務課員 1人 市町村課員 1人 政策調整課員 1人 防災・危機管理課員 1人 空港対策課員 1人 立地整備課員 1人 産業人材育成課員 1人 科学技術振興課員 1人 会計管理課員 1人	1 備蓄物資、支援物資の調 達・管理・輸送に関するこ と。 2 燃料の確保に係る連絡調整 に関すること。 3 燃料の供給に係る情報の収 集及び広報に関すること。 4 災害応急対策車両等への燃 料の供給に関すること。 5 電力の供給に関すること。	物資・ 燃料調 整班	消防安全課 産業保安室 室長補佐	防災・危機管理課員 1人 交通政策課員 1人 <u>福祉人材・指導課員</u> 1人	税務課員 1人 市町村課員 1人 政策調整課員 1人 防災・危機管理課員 1人 空港対策課員 1人 立地整備課員 1人 産業人材育成課員 1人 科学技術振興課員 1人 会計管理課員 1人	1 備蓄物資、支援物資の調 達・管理・輸送に関するこ と。 2 燃料の確保に係る連絡調整 に関すること。 3 燃料の供給に係る情報の収 集及び広報に関すること。 4 災害応急対策車両等への燃 料の供給に関すること。 5 電力の供給に関すること。		
(略)					(略)						

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考 () は意見提出元
(5) 本部の設置 2) 災害対策本部室及び災害対策室の設営配置 (略) [災害対策本部設置の場合] 災害対策本部室 県庁舎 6 階	(5) 本部の設置 2) 災害対策本部室及び災害対策室の設営配置 (略) [災害対策本部設置の場合] 災害対策本部室 県庁舎 6 階	152	誤記訂正 (防災・危機管理課)

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前		改定後	現計画 掲載項	備考 () は意見提出元
[災害対策本部設置の場合] 災害対策本部室		[災害対策本部設置の場合] 災害対策本部室	153	誤記訂正 (防災・危機管理課)
県庁舎 6 階		県庁舎 6 階		
				

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
茨城県災害対策室配置概要図 （北側廊下） 出入口 電子黒板 大規模プロジェクタ システム 出入口 （南側廊下） 広報班 視察・要望班 総括班 原子力対策班 対策班（避難対策） 会議スペース 対策班 航空運用調整班 情報班① 応援・受援班 防災関係機関 情報班② 消防応援活動調整本部 物資・燃料調整班 防災FAX 原子力FAX 環境放射線監視データ表示装置 事務居付○ 事務居付○ 事務居付○ 事務居付○ 事務居付○ 事務居付○ 事務居付○ 事務居付○ 事務居付○ 事務居付○ （県庁舎6階） 【設備面積】 318㎡ 【電話機】 内線32台 NTT22台 防災13台 原子力16台 警察2台 【FAX】 NTT5台 防災1台 原子力3台 【端末機器】 50台 【会議室】 65卓 【椅子】 125脚	茨城県災害対策室配置概要図 （北側廊下） 出入口 環境放射線監視データ表示装置 大規模プロジェクタ システム 出入口 （南側廊下） 広報班 視察・要望班 総括班 原子力対策班 対策班（避難対策） 会議スペース 対策班 航空運用調整班 情報班① 応援・受援班 防災関係機関 情報班② 消防応援活動調整本部 物資・燃料調整班 原子力FAX 防災FAX 事務居付○ 事務居付○ 事務居付○ 事務居付○ 事務居付○ 事務居付○ 事務居付○ 事務居付○ 事務居付○ 事務居付○ （県庁舎6階） 【設備面積】 318㎡ 【電話機】 内線32台 NTT22台 防災13台 原子力17台 警察2台 【FAX】 NTT4台 防災5台 原子力3台 【端末機器】 45台 【会議室】 63卓 【椅子】 137脚	154	誤記訂正 （防災・危機管理課）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前		改定後		現計画 掲載項	備考()																																						
(7) 本部の運営 3) 本部設置等の通知及び公表 事務局長は、本部を設置又は廃止したときは、速やかに次により通知及び公表する。		(7) 本部の運営 3) 本部設置等の通知及び公表 事務局長は、本部を設置又は廃止したときは、速やかに次により通知及び公表する。		156	事業者名変更による変更 (防災・危機管理課)																																						
<table><tr><th>通知及び公表先</th><th>方法</th><th>担当</th><th>備考</th></tr><tr><td>消防庁宿直室</td><td>TEL 03-5253-7777 消防防災無線 (90-49102) 衛星電話 048-500-90-49102</td><td>事務局総括班長</td><td rowspan="5">左記の通信手段の使用が不能となった場合は、「災害時における放送要請に関する協定」にもとづき、NHK及び <u>茨城放送</u>を通じて行う。（報道機関を除く） 1 NHK水戸デジタルテレビ (20CH) 2 NHK水戸FM (83.2MHz) 3 <u>茨城放送</u>水戸放送局 (1197KH z) <u>茨城放送</u>土浦放送局 (1458KH z) <u>茨城放送</u>水戸（加波山）FM (94.6MHz) <u>茨城放送</u>日立（高鈴山）FM (88.1MHz) <u>茨城放送守谷</u> FM (88.1MHz) 4 NHKーTV（総合） 5 NHKラジオ第1放送 (594KH z)</td></tr><tr><td>消防庁応急対策室</td><td>TEL 03-5253-7527 消防防災無線 (90-49013) 衛星電話 048-500-90-49013</td><td>事務局総括班長</td></tr><tr><td>報道機関 (県庁記者クラブ)</td><td>口頭又は文書</td><td>事務局総括班長</td></tr><tr><td>県民</td><td>NHK水戸放送局放送部 (TEL 232-9830) (防TEL) 855-8400 (防FAX) 855-8450 <u>茨城放送</u> (TEL 244-3991) (防TEL) 873-8400 (防FAX) 873-8450</td><td>事務局総括班長</td></tr><tr><td>災害及び対策の状況に応じ必要と認める機関</td><td></td><td>事務局総括班長</td></tr></table>		通知及び公表先	方法			担当	備考	消防庁宿直室	TEL 03-5253-7777 消防防災無線 (90-49102) 衛星電話 048-500-90-49102	事務局総括班長	左記の通信手段の使用が不能となった場合は、「災害時における放送要請に関する協定」にもとづき、NHK及び <u>茨城放送</u> を通じて行う。（報道機関を除く） 1 NHK水戸デジタルテレビ (20CH) 2 NHK水戸FM (83.2MHz) 3 <u>茨城放送</u> 水戸放送局 (1197KH z) <u>茨城放送</u> 土浦放送局 (1458KH z) <u>茨城放送</u> 水戸（加波山）FM (94.6MHz) <u>茨城放送</u> 日立（高鈴山）FM (88.1MHz) <u>茨城放送守谷</u> FM (88.1MHz) 4 NHKーTV（総合） 5 NHKラジオ第1放送 (594KH z)	消防庁応急対策室	TEL 03-5253-7527 消防防災無線 (90-49013) 衛星電話 048-500-90-49013	事務局総括班長	報道機関 (県庁記者クラブ)	口頭又は文書	事務局総括班長	県民	NHK水戸放送局放送部 (TEL 232-9830) (防TEL) 855-8400 (防FAX) 855-8450 <u>茨城放送</u> (TEL 244-3991) (防TEL) 873-8400 (防FAX) 873-8450	事務局総括班長	災害及び対策の状況に応じ必要と認める機関		事務局総括班長	<table><tr><th>通知及び公表先</th><th>方法</th><th>担当</th><th>備考</th></tr><tr><td>消防庁宿直室</td><td>TEL 03-5253-7777 消防防災無線 (90-49102) 衛星電話 048-500-90-49102</td><td>事務局総括班長</td><td rowspan="5">左記の通信手段の使用が不能となった場合は、「災害時における放送要請に関する協定」にもとづき、NHK及び <u>LuckyFM茨城放送</u>を通じて行う。（報道機関を除く） 1 NHK水戸デジタルテレビ (20CH) 2 NHK水戸FM (83.2MH z) 3 <u>LuckyFM茨城放送</u>水戸放送局 (1197KH z) <u>LuckyFM茨城放送</u>土浦放送局 (1458KH z) <u>LuckyFM茨城放送</u>水戸（加波山）FM (94.6MHz) <u>LuckyFM茨城放送</u>日立（高鈴山）FM (88.1MHz) <u>LuckyFM茨城放送つくば</u> FM (88.1MHz) 4 NHKーTV（総合） 5 NHKラジオ第1放送 (594KH z)</td></tr><tr><td>消防庁応急対策室</td><td>TEL 03-5253-7527 消防防災無線 (90-49013) 衛星電話 048-500-90-49013</td><td>事務局総括班長</td></tr><tr><td>報道機関 (県庁記者クラブ)</td><td>口頭又は文書</td><td>事務局総括班長</td></tr><tr><td>県民</td><td>NHK水戸放送局放送部 (TEL 232-9830) (防TEL) 855-8400 (防FAX) 855-8450 <u>LuckyFM茨城放送</u> (TEL 244-3991) (防TEL) 873-8400 (防FAX) 873-8450</td><td>事務局総括班長</td></tr><tr><td>災害及び対策の状況に応じ必要と認める機関</td><td></td><td>事務局総括班長</td></tr></table>		通知及び公表先	方法	担当	備考	消防庁宿直室	TEL 03-5253-7777 消防防災無線 (90-49102) 衛星電話 048-500-90-49102	事務局総括班長	左記の通信手段の使用が不能となった場合は、「災害時における放送要請に関する協定」にもとづき、NHK及び <u>LuckyFM茨城放送</u> を通じて行う。（報道機関を除く） 1 NHK水戸デジタルテレビ (20CH) 2 NHK水戸FM (83.2MH z) 3 <u>LuckyFM茨城放送</u> 水戸放送局 (1197KH z) <u>LuckyFM茨城放送</u> 土浦放送局 (1458KH z) <u>LuckyFM茨城放送</u> 水戸（加波山）FM (94.6MHz) <u>LuckyFM茨城放送</u> 日立（高鈴山）FM (88.1MHz) <u>LuckyFM茨城放送つくば</u> FM (88.1MHz) 4 NHKーTV（総合） 5 NHKラジオ第1放送 (594KH z)	消防庁応急対策室	TEL 03-5253-7527 消防防災無線 (90-49013) 衛星電話 048-500-90-49013	事務局総括班長	報道機関 (県庁記者クラブ)	口頭又は文書	事務局総括班長	県民	NHK水戸放送局放送部 (TEL 232-9830) (防TEL) 855-8400 (防FAX) 855-8450 <u>LuckyFM茨城放送</u> (TEL 244-3991) (防TEL) 873-8400 (防FAX) 873-8450	事務局総括班長	災害及び対策の状況に応じ必要と認める機関
通知及び公表先	方法	担当	備考																																								
消防庁宿直室	TEL 03-5253-7777 消防防災無線 (90-49102) 衛星電話 048-500-90-49102	事務局総括班長	左記の通信手段の使用が不能となった場合は、「災害時における放送要請に関する協定」にもとづき、NHK及び <u>茨城放送</u> を通じて行う。（報道機関を除く） 1 NHK水戸デジタルテレビ (20CH) 2 NHK水戸FM (83.2MHz) 3 <u>茨城放送</u> 水戸放送局 (1197KH z) <u>茨城放送</u> 土浦放送局 (1458KH z) <u>茨城放送</u> 水戸（加波山）FM (94.6MHz) <u>茨城放送</u> 日立（高鈴山）FM (88.1MHz) <u>茨城放送守谷</u> FM (88.1MHz) 4 NHKーTV（総合） 5 NHKラジオ第1放送 (594KH z)																																								
消防庁応急対策室	TEL 03-5253-7527 消防防災無線 (90-49013) 衛星電話 048-500-90-49013	事務局総括班長																																									
報道機関 (県庁記者クラブ)	口頭又は文書	事務局総括班長																																									
県民	NHK水戸放送局放送部 (TEL 232-9830) (防TEL) 855-8400 (防FAX) 855-8450 <u>茨城放送</u> (TEL 244-3991) (防TEL) 873-8400 (防FAX) 873-8450	事務局総括班長																																									
災害及び対策の状況に応じ必要と認める機関		事務局総括班長																																									
通知及び公表先	方法	担当	備考																																								
消防庁宿直室	TEL 03-5253-7777 消防防災無線 (90-49102) 衛星電話 048-500-90-49102	事務局総括班長	左記の通信手段の使用が不能となった場合は、「災害時における放送要請に関する協定」にもとづき、NHK及び <u>LuckyFM茨城放送</u> を通じて行う。（報道機関を除く） 1 NHK水戸デジタルテレビ (20CH) 2 NHK水戸FM (83.2MH z) 3 <u>LuckyFM茨城放送</u> 水戸放送局 (1197KH z) <u>LuckyFM茨城放送</u> 土浦放送局 (1458KH z) <u>LuckyFM茨城放送</u> 水戸（加波山）FM (94.6MHz) <u>LuckyFM茨城放送</u> 日立（高鈴山）FM (88.1MHz) <u>LuckyFM茨城放送つくば</u> FM (88.1MHz) 4 NHKーTV（総合） 5 NHKラジオ第1放送 (594KH z)																																								
消防庁応急対策室	TEL 03-5253-7527 消防防災無線 (90-49013) 衛星電話 048-500-90-49013	事務局総括班長																																									
報道機関 (県庁記者クラブ)	口頭又は文書	事務局総括班長																																									
県民	NHK水戸放送局放送部 (TEL 232-9830) (防TEL) 855-8400 (防FAX) 855-8450 <u>LuckyFM茨城放送</u> (TEL 244-3991) (防TEL) 873-8400 (防FAX) 873-8450	事務局総括班長																																									
災害及び対策の状況に応じ必要と認める機関		事務局総括班長																																									
第3章 災害応急対応計画 第2節 災害情報の収集・伝達 第1 通信手段の確保 ■対策 2 代替通信機能の確保 (4) 放送機能の利用 知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信		第3章 災害応急対応計画 第2節 災害情報の収集・伝達 第1 通信手段の確保 ■対策 2 代替通信機能の確保 (4) 放送機能の利用 知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難		159	誤記訂正 (八千代町)																																						
				163	事業者名変更による変更 (防災・危機管理課)																																						

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
設備又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をNHK水戸放送局及び（株）_____茨城放送に要請する。 （略） 第2 災害情報の収集・伝達・報告 ■基本事項 3 活動項目リスト (1) 地震情報の収集・伝達 <u>1) 地震情報の収集</u> 1) 南海トラフ地震に関する情報 （略） 気象庁では、この南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域から四国地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、検討会において大規模な地震の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価される場合等に「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」が発表される。 当該情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応についての指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとなっている。 _____ _____ 2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する情報 （略） 当該情報が発表された場合<u>には、_____</u>先発地震発生後1週間の間<u>は</u>、防災対応をよびかける期間として、国の呼びかけに応じて、<u>県及び市町村等は</u>住民に対し<u>て</u>防災	な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をNHK水戸放送局及び（株）<u>LuckyFM</u>茨城放送に要請する。 （略） 第2 災害情報の収集・伝達・報告 ■基本事項 3 活動項目リスト (1) 地震情報の収集・伝達 _____ 1) 南海トラフ地震に関する情報 （略） 気象庁では、この南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域から四国地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、検討会において大規模な地震の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価される場合等に「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」が発表される。 当該情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応についての指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとなっている。 <u>県及び市町村は、住民に対して国の指示や呼びかけに応じた防災対応についての呼びかけを行う。</u> 2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する情報 （略） 当該情報が発表された場合<u>_____、県及び市町村等は</u>、先発地震発生後1週間の間<u>_____</u>、防災対応をよびかける期間として、国の呼びかけに応じて、<u>_____</u>住民に対し<u>_____</u>防災対応に	166 166 168	誤記修正 （防災・危機管理課） 実態に合わせるための 変更 （防災・危機管理課） 微修正 （防災・危機管理課）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前			改定後			現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
対応についての呼びかけを行う。 （略）			ついでに呼びかけを行う。 （略）			169	内容の更新による変更 （水戸地方気象台）
■対策			■対策				
1 地震情報の収集・伝達			1 地震情報の収集・伝達				
(1) 地震情報の収集			(1) 地震情報の収集				
関係機関は、茨城県震度情報ネットワークシステム及び気象庁から得られる震度情報を迅速に入手し、必要な防災体制を早期にとるとともに、必要な機関に情報を伝達するものとする。			関係機関は、茨城県震度情報ネットワークシステム及び気象庁から得られる震度情報を迅速に入手し、必要な防災体制を早期にとるとともに、必要な機関に情報を伝達するものとする。				
地震情報の種類	発表基準	内容	地震情報の種類	発表基準	内容		
震度速報	震度3以上	地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地区に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報	震度速報	震度3以上	地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地区に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報		
震源に関する情報	<u>震度3以上（大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない）</u>	<u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表</u> 「津波の心配がない」、 <u>又は</u> 「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」の旨を付加	震源に関する情報	<u>・震度3以上（津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）</u>	<u>津波の心配がない または 若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない</u> 旨を付加して、 <u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</u>		
震源・震度に関する情報	<u>以下の何れかを満たした場合</u> <u>・震度3以上</u> <u>・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時</u> <u>・ 若干の海面変動</u>	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の <u>地域名と市町村ごとの</u> 観測した震度を発表	震源・震度情報	<u>・震度1以上</u> <u>・津波警報</u> <u>・注意報発表</u> <u>または若干の海面変動</u>	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上の <u>地点と観測した</u> 震度を発表。		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前			改定後			現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
	が予想される場合 ・緊急地震速報（警報） を発表した場合	_____ _____ _____ _____ 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村 _____ 名を発表 _____		が予想され _____ た時 ・緊急地震速報（警報） _____ 発表 _____ 時	それに加えて、震度３以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。		
各地の震度に関する情報	震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を公表 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表			_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____		
_____	_____	_____	長周期地震動に関する観測情報	・震度１以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級１以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で１回発表）		
_____	_____	_____	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前			改定後			現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
				が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	響に関しても記述して発表※。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。		
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表		
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表		
長周期地震動に関する観測情報	長周期地震動階級3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約10分後に気象庁ホームページ上に掲載）。					
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。					

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前			改定後			現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
	が発生する可能性がある 地域で規模の大きな 地震を観測した場合						
第3 災害情報の広報 ■対策 1 広報活動 (2) 広報手段 (略) ↓ 報道機関 (NHK水戸、<u>茨城放送</u>、 新聞社等) ↓ (略) 1) 報道機関への依頼 県（防災・危機管理課長）はあらかじめ定めた協定に基づき、報道機関（NHK水戸放送局、<u>茨城放送</u>）に対して上記の内容を広報するよう依頼する。この際、テレビ放送については字幕をつけるよう併せて依頼する。 (略) 5) 民間アプリの活用 県、市町村、防災関係機関は、<u>Twitter</u>やLINE、Yahoo!防災速報などの民間アプリを活用して住民に情報提供するものとする。 また、迅速性・拡散性に優れている<u>Twitter</u>などのSNSについては、被災市町村等が発する信頼のおける情報を積極的にリツイートするなどして拡散するとともに、他の公的機関等が発			第3 災害情報の広報 ■対策 1 広報活動 (2) 広報手段 (略) ↓ 報道機関 (NHK水戸、<u>LuckyFM茨城放送</u>、 新聞社等) ↓ (略) 1) 報道機関への依頼 県（防災・危機管理課長）はあらかじめ定めた協定に基づき、報道機関（NHK水戸放送局、<u>LuckyFM茨城放送</u>）に対して上記の内容を広報するよう依頼する。この際、テレビ放送については字幕をつけるよう併せて依頼する。 (略) 5) 民間アプリの活用 県、市町村、防災関係機関は、<u>X</u>やLINE、Yahoo!防災速報などの民間アプリを活用して住民に情報提供するものとする。 また、迅速性・拡散性に優れている<u>X</u>などのSNSについては、被災市町村等が発する信頼のおける情報を積極的にリツイートするなどして拡散するとともに、他の公的機関等が発			186	事業者名変更による変更 (防災・危機管理課)
						187	事業者名変更による変更 (LuckyFM茨城放送)
						187	名称変更による変更 (防災・危機管理課)

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
する被災者支援に有益な情報等についても、複数の者で正確性を確認しながら、情報の拡散を行うものとする。 第3節 応援・受援 第2 応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行 ■基本事項 2 留意点 (5) _____ 国及び地方公共団体は、感染症対策のため、職員の派遣に当たっては派遣職員の健康管理やマスクの着用等を徹底するものとする。<u>また、</u>応援職員の受入れの際は適切な空間の確保に配慮する。 _____ _____ _____ ■対策 3 応援受入体制の確保 (2) 受入体制の確保 (略) 2) 受入施設の整備 知事及び市町村長は、国及び関係都道府県・市町村等からの物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておくものとする。 また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。 _____ _____ _____	する被災者支援に有益な情報等についても、複数の者で正確性を確認しながら、情報の拡散を行うものとする。 第3節 応援・受援 第2 応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行 ■基本事項 2 留意点 (5) <u>応援受入体制</u> 国及び地方公共団体は、感染症対策のため、職員の派遣に当たっては派遣職員の健康管理やマスクの着用等を徹底するものとする。<u>_____</u> 応援職員の受入れの際は適切な空間の確保に配慮する。<u>また、他都道府県からの応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合には、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。</u> ■対策 3 応援受入体制の確保 (2) 受入体制の確保 (略) 2) 受入施設の整備 知事及び市町村長は、国及び関係都道府県・市町村等からの物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておくものとする。 また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。 <u>なお、他都道府県からの応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合には、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。</u>	196 201	防災基本計画との整合を図るため (防災・危機管理課) 防災基本計画との整合を図るため (防災・危機管理課)

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
第3 他都道府県災害時の応援 ■対策 1 他都道府県への応援・派遣 (3) 応援の実施 (略) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。 第4節 被害軽減対策 第1 警備対策 ■対策 2 警備実施 (9) 感染防止対策 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。 3) 多様な媒体の活用 支援物資の配布に関する情報、混乱に乗じた悪質商法等に関する地域安全情報等について、<u>県警ツイッター</u>、県警ホームページ、地元の広報媒体、自主防犯組織等を通じ、幅広く伝達する。 第2 避難指示、誘導 ■対策 3 避難の誘導 (1) 避難誘導の方法 7) 保健所は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（管内の市町村の防災担当部局を含む。）と連携の下、ハザードマップ等	第3 他都道府県災害時の応援 ■対策 1 他都道府県への応援・派遣 (3) 応援の実施 (略) 感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。 第4節 被害軽減対策 第1 警備対策 ■対策 2 警備実施 (9) 感染防止対策 感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。 3) 多様な媒体の活用 支援物資の配布に関する情報、混乱に乗じた悪質商法等に関する地域安全情報等について、<u>ソーシャル・ネットワークキング・サービス</u>、県警ホームページ、地元の広報媒体、自主防犯組織等を通じ、幅広く伝達する。 第2 避難指示、誘導 ■対策 3 避難の誘導 (1) 避難誘導の方法 7) 保健所は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（管内の市町村の防災担当部局を含む。）と連携の下、ハザードマップ等	205 209 209 215	防災基本計画との整合を図るため (防災・危機管理課) 防災基本計画との整合を図るため (防災・危機管理課) ツイッターが「X」となったことから、サービスの総称名に変更 (警備課) 防災基本計画との整合を図るため (防災・危機管理課)

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めること。 （略） 第3 緊急輸送 ■基本事項 2 留意点 (2) <u>人員及び資機材等の確保のための関連業界等との協力体制の強化</u> <u>道路管理者等</u>は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者等との協定の締結に努めるものとする。また、<u>道路啓開等</u>を迅速に行うため、<u>相互の連携の下</u>、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。 — (3) 車両、船舶、ヘリコプターによる総合的な輸送体制の構築（略） (4) 運送事業者等との連携体制の整備（略） (5) 隣接県警察及び関係機関との連携（略） (6) 交通規制に関する情報の県民に対する周知措置（略）	に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めること。 （略） 第3 緊急輸送 ■基本事項 2 留意点 (2) <u>道路啓開計画の作成等</u> <u>国</u>は、発災後の道路の障害物除去（<u>路面変状の補修や迂回路の整備を含む</u>）による道路啓開、応急復旧等 <u>を迅速に行うため、協議会の設置等によって他の道路管理者等及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。</u> (3) <u>人員及び資機材等の確保のための関連業界等との協力体制の強化</u> <u>道路管理者等は、前号の計画も踏まえて、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。</u> (4) 車両、船舶、ヘリコプターによる総合的な輸送体制の構築（略） (5) 運送事業者等との連携体制の整備（略） (6) 隣接県警察及び関係機関との連携（略） (7) 交通規制に関する情報の県民に対する周知措置（略）	217	防災基本計画との整合を図るため （道路維持課）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
■対策 2 緊急輸送のための道路の確保 (2) 道路啓開等の実施 【国土交通省常陸河川国道事務所_____、東日本高速道路株式会社（関東支社）】 国土交通省常陸河川国道事務所_____及び東日本高速道路株式会社（関東支社）は、所管する道路の被害状況、道路上の障害物の状況の把握後、速やかに県に報告し、緊急輸送道路に指定されている道路を優先して、啓開作業を実施する。 第5 応急医療 ■基本事項 3 活動項目リスト (1) 応急医療体制の確保 1) 初動体制の確保 2) 現地対策班の設置 3) 災害医療コーディネート体制の確保 4) 医療救護チーム・DMA T等の編成・派遣 5) 医療救護所の設置 6) DHEATの派遣 ■対策 1 応急医療体制の確保 (2) 対策本部及び現地対策班の設置（略） 保健医療部長は、被災地域内の保健所ごとに各保健所長を長とする現地対策班を設置し、保健所長は地域災害医療コーディネーターを招聘して、災害医療情報の収集・提供、関係機関との連絡調整、医療救護チーム等の配置調整等の現地業務を効率的に遂行	■対策 2 緊急輸送のための道路の確保 (2) 道路啓開等の実施 【国土交通省常陸河川国道事務所・宇都宮国道事務所、東日本高速道路株式会社（関東支社）】 国土交通省常陸河川国道事務所・宇都宮国道事務所及び東日本高速道路株式会社（関東支社）は、所管する道路の被害状況、道路上の障害物の状況の把握後、速やかに県に報告し、緊急輸送道路に指定されている道路を優先して、啓開作業を実施する。 第5 応急医療 ■基本事項 3 活動項目リスト (1) 応急医療体制の確保 1) 初動体制の確保 2) 現地対策班の設置 3) 災害医療コーディネート体制の確保 4) 災害薬事コーディネート体制の確保 5) 医療救護チーム・DMA T等の編成・派遣 6) 医療救護所の設置 7) DHEATの派遣 ■対策 1 応急医療体制の確保 (2) 対策本部及び現地対策班の設置（略） 保健医療部長は、被災地域内の保健所ごとに各保健所長を長とする現地対策班を設置し、保健所長は地域災害医療コーディネーターを招聘して、災害医療情報の収集・提供、関係機関との連絡調整、医療救護チーム等の配置調整等の現地業務を効率的に遂行	220 239 239	4号線は「宇都宮国道事務所」所管であるため（常陸河川国道事務所） 茨城県災害薬事コーディネーター等設置要綱との整合を図るため（薬務課） 茨城県災害薬事コーディネーター等設置要綱との整合を図るため（薬務課）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

[illegible]

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
_____ _____ _____ _____ (4) 医療救護チーム・DMAT等の編成、派遣 【県（保健医療部）】 県は、市町村から医療救護に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めたときは、県立病院をはじめ国立病院機構病院、日赤茨城県支部、県医師会、県歯科医師会等関係団体、災害拠点病院、DMAT指定医療機関、_____及びDPAT登録機関に対し協力を要請する。 (略) (5) 医療救護所の設置 (略) (6) DHEATの派遣 (略) 2 応急医療活動 (4) 医薬品等の供給 【県（防災・危機管理部、保健医療部）、茨城県赤十字血液センター】 県は、医療機関や救護所で活動している医療チームから医薬品等の供給要請があった場合は、茨城県医薬品卸業組合、日本産業・医療ガス協会関東支部又は茨城県医療機器販売業協会に連絡し、流通備蓄している災害用品等を速やかに供給するものとする。	<u>理に関すること。</u> <u>⑥ その他、災害時における薬事に関連する課題解決等、県が必要と認める事項</u> <u>なお、茨城県災害薬事コーディネーターと茨城県災害支援薬剤師は、相互に連携・協力して業務を行うものとする。</u> (5) 医療救護チーム・DMAT等の編成、派遣 【県（保健医療部）】 県は、市町村から医療救護に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めたときは、県立病院をはじめ国立病院機構病院、日赤茨城県支部、県医師会、県歯科医師会等関係団体、災害拠点病院、DMAT指定医療機関、<u>災害支援ナースの派遣に関する協定締結機関</u>及びDPAT登録機関に対し協力を要請する。 (略) (6) 医療救護所の設置 (略) (7) DHEATの派遣 (略) 2 応急医療活動 (4) 医薬品等の供給 【県（防災・危機管理部、保健医療部）、茨城県赤十字血液センター】 県は、医療機関や救護所で活動している医療チームから医薬品等の供給要請があった場合は、茨城県医薬品卸業組合、日本産業・医療ガス協会関東支部又は茨城県医療機器販売業協会に連絡し、流通備蓄している災害用品等を速やかに供給するものとする。 <u>茨城県災害薬事コーディネーターは、医薬品の供給に係る助言</u>	240 243	防災基本計画に反映されたため (保健政策課) 茨城県災害薬事コーディネーター等設置要綱との整合を図るため (薬務課)

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
また、輸血用血液製剤については、茨城県赤十字血液センターが供給する。 なお、医薬品等の陸路での供給が困難な場合には、県は速やかにヘリコプターによる搬送を講じる。 第5節 被災者生活支援 第1 被災者の把握 ■基本事項 2 留意点 (3) 避難者、疎開者、自宅被災者等の把握 市町村は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所以外の場所（自宅、車中泊、テント泊等）で生活し、食料や水等のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。 ■対策 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営 (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設 【市町村】 市町村は、発災時に必要に応じて、指定緊急避難場所、指定避難所及び要配慮者のための福祉避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 (略) 2 避難所等における生活環境の整備	<u>及び調整を行う。</u> また、輸血用血液製剤については、茨城県赤十字血液センターが供給する。 なお、医薬品等の陸路での供給が困難な場合には、県は速やかにヘリコプターによる搬送を講じる。 第5節 被災者生活支援 第2 避難生活の確保、健康管理 ■基本事項 2 留意点 (3) 避難者、疎開者、自宅被災者等の把握 市町村は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所以外の場所（自宅、車中泊、テント泊等）で生活し、食料や水等のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。<u>また、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</u> ■対策 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営 (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設 【市町村】 市町村は、発災時に必要に応じて、指定緊急避難場所、指定避難所及び要配慮者のための福祉避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。<u>併せて、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れることとする。</u> (略) 2 避難所等における生活環境の整備	255 260 263	防災基本計画との整合を図るため （生活衛生課） 防災基本計画との整合を図るため （生活衛生課） 防災基本計画との整合

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
(1) 避難所等における生活環境の維持 【市町村】 市町村は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、被災者が健康を損なわずに生活維持するために_____必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理<u>を行うとともに</u>、入浴の提供を行うほか、食事提供の状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。_____また、必要に応じ、_____避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。さらに、災害応急対策に必要な車両の駐車のためのスペースの確保に努めるものとする。 避難の長期化等必要な場合には、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、_____ 扇風機、暖房器具の提供等の暑さ寒さ対策等を講じるよう努めるものとする。 また、やむを得ず避難所以外の場合に滞在する被災者に対して、食料等必要な物資の配布等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。 (略)	(1) 避難所等における生活環境の維持 【市町村】 市町村は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、被災者が健康を損なわずに生活維持するために<u>避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに</u>、必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理_____、入浴の提供を行うほか、食事提供の状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。<u>仮設トイレは、衛生的で誰もが快適に使える仕様のトイレを設置するよう努める。</u>また、必要に応じ、<u>被災者支援等の観点から</u>避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。さらに、災害応急対策に必要な車両の駐車のためのスペースの確保に努めるものとする。 避難の長期化等必要な場合には、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、<u>栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施</u>、扇風機、暖房器具の提供等の暑さ寒さ対策等を講じるよう努めるものとする。 また、やむを得ず避難所以外の場合に滞在する被災者に対して、食料等必要な物資の配布等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。 (略)	264	を図るため (防災・危機管理課) 防災基本計画との整合を図るため (生活衛生課)
3 健康管理 (2) 避難所の感染症対策 (略) なお、避難所における<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策について、避難者の過密抑制やホテルや旅館等の活用等も含	3 健康管理 (2) 避難所の感染症対策 (略) なお、避難所における_____感染症対策について、避難者の過密抑制やホテルや旅館等の活用等も含	265	防災基本計画との整合を図るため (防災・危機管理課)

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して検討するよう努めるものとする。 4 精神保健、心のケア対策 (2) 精神保健医療体制 ① 県（障害福祉課）は、D P A T調整本部を<u>厚生総務課</u>内に設置し、原則として、精神科医療機関の現状、保健所や市町村が行う心のケア活動の情報収集、関係者への情報提供（FAX等）を一元的に行う。 （略） (4) 精神科救急医療の確保 県（障害福祉課）は、治療中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者に対して、県精神科病院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、受入可能な医療機関の確認、<u>オーバーベッドの許可</u>、搬送の手続きなど、入院できるための体制を確保する。こうした病状の悪化した精神障害者を受け入れる病床の確保については、各医療機関と調整を行い、保健所、精神保健福祉センター等に情報提供を行う。 第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達 ■対策 3 被災者への情報伝達 【県（各部局）、市町村、報道機関、防災関係機関】 各機関は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、地震活動の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報など、被災者等に役立つ情報を適切に提供するものとする。	め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して検討するよう努めるものとする。 4 精神保健、心のケア対策 (2) 精神保健医療体制 ① 県（障害福祉課）は、D P A T調整本部を<u>障害福祉課</u>内に設置し、原則として、精神科医療機関の現状、保健所や市町村が行う心のケア活動の情報収集、関係者への情報提供（FAX等）を一元的に行う。 （略） (4) 精神科救急医療の確保 県（障害福祉課）は、治療中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者に対して、県精神科病院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、受入可能な医療機関の確認、<u>搬送の手続き</u>など、入院できるための体制を確保する。こうした病状の悪化した精神障害者を受け入れる病床の確保については、各医療機関と調整を行い、保健所、精神保健福祉センター等に情報提供を行う。 第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達 ■対策 3 被災者への情報伝達 【県（各部局）、市町村、報道機関、防災関係機関】 各機関は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、地震活動の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報など、被災者等に役立つ情報を適切に提供するものとする。	265 266 274	組織改編に伴う修正 （障害福祉課） 障害福祉課でオーバーベッドの許可を行っていないため （障害福祉課） 防災基本計画との整合を図るため （防災・危機管理課）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考 ()は意見提出元
なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、広域避難者、<u> </u>等それぞれに配慮した伝達を行うものとする。 第5 生活救援物資の供給 ■基本事項 2 留意点 (1) 発災時間及びライフライン機能の被害と供給品目との対応 物資の供給に当たっては、災害発生時の季節、時間及びライフライン機能の被害状況を地域別に把握し、状況に即した品目を供給するとともに、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することをふまえ、時宜を得た物資の調達や避難所における感染症拡大防止に必要な物資、<u> </u>に留意することが必要である。 (略) (3) 協力体制の確保 直下型地震など被害が一部の地域に限られる災害が発生した場合には、生活救援物資の供給について、地域間の相互応援が必要である。また、広域的な災害においては、都道府県間等広域での相互応援が必要であるため、日頃より、企業との応援協定も含め、窓口の確認など体制を整備しておく必要がある。	なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、広域避難者、<u>車中泊避難</u>等それぞれに配慮した伝達を行うものとする。 第5 生活救援物資の供給 ■基本事項 2 留意点 (1) 発災時間及びライフライン機能の被害と供給品目との対応 物資の供給に当たっては、災害発生時の季節、時間及びライフライン機能の被害状況を地域別に把握し、状況に即した品目を供給するとともに、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することをふまえ、時宜を得た物資の調達や避難所における感染症拡大防止に必要な物資、<u>家庭動物の飼養に関する資材</u>に留意することが必要である。 (略) (3) 協力体制の確保 <u>被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。</u> 直下型地震など被害が一部の地域に限られる災害が発生した場合には、生活救援物資の供給について、地域間の相互応援が必要である。また、広域的な災害においては、都道府県間等広域での相互応援が必要であるため、日頃より、企業との応援協定も含め、窓口の確認など体制を整備しておく必要がある。	276 276 276	防災基本計画との整合を図るため (生活衛生課) 防災基本計画との整合を図るため (防災・危機管理課) 防災基本計画との整合

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元																																																																																								
(5) 災害時支援物資提供体制の構築 <u>上記の課題を踏まえ、災害時に、各指定避難所における避難者等のニーズを迅速に把握し、適時的確に物資を供給するための仕組みを構築する必要がある。</u> _____ _____ _____ _____ ■対策 2 応急給水の実施 (2) 応急給水活動の実施 3) 給水拠点及び給水能力 <table><tr><th>区 分</th><th>所 在 地</th><th>電 話</th><th>給水能力</th></tr><tr><td>県南水道事務所</td><td>〒300-0835 土浦市大岩田2972</td><td>029(821)3945</td><td>155,675m³/日</td></tr><tr><td>鹿行水道事務所</td><td>〒314-0031 鹿嶋市宮中3761-1</td><td>0299(82)1121</td><td>78,000m³/日</td></tr><tr><td>県中央水道事務所</td><td>〒311-0117 那珂市豊喰685</td><td>029(295)1545</td><td>54,000m³/日</td></tr><tr><td>県西水道事務所</td><td>〒308-0103 筑西市辻2382</td><td>0296(37)7402</td><td>37,400m³/日</td></tr><tr><td>利根川浄水場</td><td>〒302-0001 取手市小文間80</td><td>0297(73)5651</td><td>100,000m³/日</td></tr><tr><td>新治浄水場</td><td>〒300-4102 土浦市本郷1839</td><td>029(862)4485</td><td>8,000m³/日</td></tr><tr><td>澗沼川浄水場</td><td>〒309-1722 笠間市平町1100</td><td>0296(78)1001</td><td>24,000m³/日</td></tr><tr><td>水海道浄水場</td><td>〒303-0045 常総市大塚戸町1956</td><td>0297(27)1410</td><td>34,600m³/日</td></tr><tr><td>鰯川浄水場</td><td>〒314-0024 鹿嶋市鰯川234</td><td>0299(83)2551</td><td>30,000m³/日</td></tr><tr><td>阿見浄水場</td><td>〒300-0314 稲敷郡阿見町追原2586</td><td>029(889)2330</td><td>50,400m³/日</td></tr></table> 第6 要配慮者安全確保対策 ■対策 2 在宅要配慮者に対する安全確保対策 (5) 保健・医療・福祉巡回サービス 【県（保健医療部、福祉部）、市町村】	区 分	所 在 地	電 話	給水能力	県南水道事務所	〒300-0835 土浦市大岩田2972	029(821)3945	155,675m ³ /日	鹿行水道事務所	〒314-0031 鹿嶋市宮中3761-1	0299(82)1121	78,000m ³ /日	県中央水道事務所	〒311-0117 那珂市豊喰685	029(295)1545	54,000m ³ /日	県西水道事務所	〒308-0103 筑西市辻2382	0296(37)7402	37,400m ³ /日	利根川浄水場	〒302-0001 取手市小文間80	0297(73)5651	100,000m ³ /日	新治浄水場	〒300-4102 土浦市本郷1839	029(862)4485	8,000m ³ /日	澗沼川浄水場	〒309-1722 笠間市平町1100	0296(78)1001	24,000m ³ /日	水海道浄水場	〒303-0045 常総市大塚戸町1956	0297(27)1410	34,600m ³ /日	鰯川浄水場	〒314-0024 鹿嶋市鰯川234	0299(83)2551	30,000m ³ /日	阿見浄水場	〒300-0314 稲敷郡阿見町追原2586	029(889)2330	50,400m ³ /日	(5) 災害時支援物資提供体制の構築 <u>県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行う。また、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u> ■対策 2 応急給水の実施 (2) 応急給水活動の実施 3) 給水拠点及び給水能力 <table><tr><th>区 分</th><th>所 在 地</th><th>電 話</th><th>給水能力</th></tr><tr><td>県南水道事務所</td><td>〒300-0835 土浦市大岩田2972</td><td>029(821)3945</td><td>155,675m³/日</td></tr><tr><td>鹿行水道事務所</td><td>〒314-0031 鹿嶋市宮中3761-1</td><td>0299(82)1121</td><td>78,000m³/日</td></tr><tr><td>県中央水道事務所</td><td>〒311-0117 那珂市豊喰685</td><td>029(295)1545</td><td>54,000m³/日</td></tr><tr><td>県西水道事務所</td><td>〒308-0103 筑西市辻2382</td><td>0296(37)7402</td><td>37,400m³/日</td></tr><tr><td>利根川浄水場</td><td>〒302-0001 取手市小文間80</td><td>0297(73)5651</td><td>100,000m³/日</td></tr><tr><td>新治浄水場</td><td>〒300-4102 土浦市本郷1839</td><td>029(862)4485</td><td>8,000m³/日</td></tr><tr><td>澗沼川浄水場</td><td>〒309-1722 笠間市平町1100</td><td>0296(78)1001</td><td>24,000m³/日</td></tr><tr><td>水海道浄水場</td><td>〒303-0045 常総市大塚戸町1956</td><td>0297(27)1410</td><td>34,600m³/日</td></tr><tr><td>鰯川浄水場</td><td>〒314-0024 鹿嶋市鰯川234</td><td>0299(83)2551</td><td>30,000m³/日</td></tr><tr><td>阿見浄水場</td><td>〒300-0314 稲敷郡阿見町追原2586</td><td>029(889)2330</td><td>50,400m³/日</td></tr></table> 第6 要配慮者安全確保対策 ■対策 2 在宅要配慮者に対する安全確保対策 (5) 保健・医療・福祉巡回サービス 【県（保健医療部、福祉部）、市町村】	区 分	所 在 地	電 話	給水能力	県南水道事務所	〒300-0835 土浦市大岩田2972	029(821)3945	155,675m ³ /日	鹿行水道事務所	〒314-0031 鹿嶋市宮中3761-1	0299(82)1121	78,000m ³ /日	県中央水道事務所	〒311-0117 那珂市豊喰685	029(295)1545	54,000m ³ /日	県西水道事務所	〒308-0103 筑西市辻2382	0296(37)7402	37,400m ³ /日	利根川浄水場	〒302-0001 取手市小文間80	0297(73)5651	100,000m ³ /日	新治浄水場	〒300-4102 土浦市本郷1839	029(862)4485	8,000m ³ /日	澗沼川浄水場	〒309-1722 笠間市平町1100	0296(78)1001	24,000m ³ /日	水海道浄水場	〒303-0045 常総市大塚戸町1956	0297(27)1410	34,600m ³ /日	鰯川浄水場	〒314-0024 鹿嶋市鰯川234	0299(83)2551	30,000m ³ /日	阿見浄水場	〒300-0314 稲敷郡阿見町追原2586	029(889)2330	50,400m ³ /日	281	を図るため （防災・危機管理課） 微修正 （水政課）
区 分	所 在 地	電 話	給水能力																																																																																								
県南水道事務所	〒300-0835 土浦市大岩田2972	029(821)3945	155,675m ³ /日																																																																																								
鹿行水道事務所	〒314-0031 鹿嶋市宮中3761-1	0299(82)1121	78,000m ³ /日																																																																																								
県中央水道事務所	〒311-0117 那珂市豊喰685	029(295)1545	54,000m ³ /日																																																																																								
県西水道事務所	〒308-0103 筑西市辻2382	0296(37)7402	37,400m ³ /日																																																																																								
利根川浄水場	〒302-0001 取手市小文間80	0297(73)5651	100,000m ³ /日																																																																																								
新治浄水場	〒300-4102 土浦市本郷1839	029(862)4485	8,000m ³ /日																																																																																								
澗沼川浄水場	〒309-1722 笠間市平町1100	0296(78)1001	24,000m ³ /日																																																																																								
水海道浄水場	〒303-0045 常総市大塚戸町1956	0297(27)1410	34,600m ³ /日																																																																																								
鰯川浄水場	〒314-0024 鹿嶋市鰯川234	0299(83)2551	30,000m ³ /日																																																																																								
阿見浄水場	〒300-0314 稲敷郡阿見町追原2586	029(889)2330	50,400m ³ /日																																																																																								
区 分	所 在 地	電 話	給水能力																																																																																								
県南水道事務所	〒300-0835 土浦市大岩田2972	029(821)3945	155,675m ³ /日																																																																																								
鹿行水道事務所	〒314-0031 鹿嶋市宮中3761-1	0299(82)1121	78,000m ³ /日																																																																																								
県中央水道事務所	〒311-0117 那珂市豊喰685	029(295)1545	54,000m ³ /日																																																																																								
県西水道事務所	〒308-0103 筑西市辻2382	0296(37)7402	37,400m ³ /日																																																																																								
利根川浄水場	〒302-0001 取手市小文間80	0297(73)5651	100,000m ³ /日																																																																																								
新治浄水場	〒300-4102 土浦市本郷1839	029(862)4485	8,000m ³ /日																																																																																								
澗沼川浄水場	〒309-1722 笠間市平町1100	0296(78)1001	24,000m ³ /日																																																																																								
水海道浄水場	〒303-0045 常総市大塚戸町1956	0297(27)1410	34,600m ³ /日																																																																																								
鰯川浄水場	〒314-0024 鹿嶋市鰯川234	0299(83)2551	30,000m ³ /日																																																																																								
阿見浄水場	〒300-0314 稲敷郡阿見町追原2586	029(889)2330	50,400m ³ /日																																																																																								
		286	文言修正のため （健康推進課）																																																																																								

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
県及び市町村は、医師、民生委員、ホームヘルパー、保健師など<u>地域ケアシステムの在宅ケアチーム員</u>等によりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。 (7) <u>DWAT</u> の派遣 【県（福祉部）】 県に対して県内の被災市町村、国（厚生労働省）又は被災都道府県から<u>DWAT</u> の派遣要請があった場合に、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、災害福祉支援ネットワークに対して避難所への<u>DWAT</u> の派遣要請を行う。 第10 愛玩動物の保護対策 ■対策 1 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護 【県（保健医療部）】 県は、動物指導センターを中心として住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護収容、危険動物の逸走防止を行うとともに、関係機関等と協働して_____愛玩動物の一時預かり_____や、飼い主の発見に努めるものとする。 2 避難所における動物の適正飼養に係る措置 【県（保健医療部）、市町村】 市町村は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。また、動物伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について_____必要な措置を講ずるものとする。県は、関係機関等と協働して適正飼養の支援に努める。	県及び市町村は、医師、民生委員、ホームヘルパー、保健師など<u>在宅療養の支援者</u>等によりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。 (7) <u>DWAT</u> の派遣 【県（福祉部）】 県に対して県内の被災市町村、国（厚生労働省）又は被災都道府県から<u>DWAT</u> の派遣要請があった場合に、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、災害福祉支援ネットワークに対して避難所への<u>DWAT</u> の派遣要請を行う。 第10 愛玩動物の保護対策 ■対策 1 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護 【県（保健医療部）】 県は、動物指導センターを中心として住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護収容、危険動物の逸走防止を行うとともに、関係機関等と協働して、<u>飼い主等からの</u>愛玩動物の一時預かり<u>要望への対応</u>や、飼い主の発見に努めるものとする。 2 避難所における動物の適正飼養に係る措置 【県（保健医療部）、市町村】 市町村は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。また、動物伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について、<u>獣医師会等と連携し</u>必要な措置を講ずるものとする。県は、関係機関等と協働して適正飼養の支援に努める。	286 299	文言修正のため （福祉政策課） 防災基本計画との整合を図るため （生活衛生課）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
第6節 災害救助法の適用 ■対策 2 救助法の適用基準 (4) ____町村の被害が(1)(2)及び(3)に該当しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失した場合、又は多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当したとき。（救助法施行令第1条第1項第3号、____第4号） 第7節 応急復旧・事後処理 第1 建築物の応急復旧 ■基本事項 1 趣旨 （略） また、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対しては応急仮設住宅を提供し、又は、災害のため住家が半壊<u>若しくは半焼した</u>_____者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対しては応急修理を行い保護していくものとする。 3 活動項目リスト (3) 応急仮設住宅の<u>建設</u> ■対策 2 住宅の応急修理	第6節 災害救助法の適用 ■対策 2 救助法の適用基準 (4) <u>市</u>町村の被害が(1)(2)及び(3)に該当しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失した場合、又は多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当したとき。（救助法施行令第1条第1項第3号<u>後段</u>第4号） 第7節 応急復旧・事後処理 第1 建築物の応急復旧 ■基本事項 1 趣旨 （略） また、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対しては応急仮設住宅を提供し、又は、災害のため住家が半壊、<u>半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない</u>者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対しては応急修理を行い保護していくものとする。 3 活動項目リスト (3) 応急仮設住宅の<u>提供</u> ■対策 2 住宅の応急修理	303 微修正 （防災・危機管理課） 306 法令との整合を図るため （防災・危機管理課） 306 誤記のため （住宅課）	

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考 ()は意見提出元
【県（防災・危機管理部、土木部）、市町村】 (1) 基本事項 1) 修理対象世帯 応急修理は、市町村が、災害のため住家が半壊<u>若しくは半焼した</u> <u> </u>者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。 3) 修理時期 応急修理は、災害発生から<u>1</u>月以内に完了するものとする。 <u> </u> <u> </u> 3 応急仮設住宅の提供 【関東財務局、県（土木部）、市町村】 (1) 基本事項 公営住宅<u> </u>の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。 また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合など、実情に応じて建設型応急住宅による方法も検討し、設置方法を決定する。 (2) 応急仮設住宅 応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に設置する。<u> </u>着工は災害発生の日から20日以内とし、<u> </u> <u> </u>その供与期間は<u>完成の日から</u>2年以内とする。	【県（防災・危機管理部、土木部）、市町村】 (1) 基本事項 1) 修理対象世帯 応急修理は、市町村が、災害のため住家が半壊、<u> </u>半焼<u>若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない</u>者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。 3) 修理時期 応急修理は、災害発生から<u>3</u>月以内に完了するものとする。 <u>ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6月以内に完了するものとする。</u> 3 応急仮設住宅の提供 【関東財務局、県（土木部）、市町村】 (1) 基本事項 公営住宅<u>等</u>の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。 また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合など、実情に応じて建設型応急住宅による方法も検討し、設置方法を決定する。 (2) 応急仮設住宅 応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に設置する。<u>建設型応急住宅の</u>着工は災害発生の日から20日以内とし、<u>また、賃貸型応急住宅は災害発生後速やかに提供することとし、</u>その供与期間は<u>いずれも</u>2年以内とする。	308 309 309 309	法令との整合を図るため (防災・危機管理課) 茨城県災害救助法施行細則との整合を図るため (防災・危機管理課) 防災基本計画との整合を図るため (住宅課) 応急仮設住宅の着工時期を追記 (防災・危機管理課)
第3 ライフライン施設の応急復旧	第3 ライフライン施設の応急復旧		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
■対策 5 下水道施設の応急復旧 (1) 下水道停止時の代替措置 2) 仮設トイレの設置 市町村は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置する。 _____ _____ (2) 応急復旧の実施 1) 作業体制の確保 _____市町村は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、_____広域的な範囲で被害が発生し、当該市町村のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。 (略) 2) 応急復旧作業の実施 _____市町村は、次のとおり応急復旧作業を実施する。 (略) 3) 住民への広報 _____市町村は、被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。 第5 行方不明者等の搜索 ■対策 1 行方不明者等の搜索 (略) 【県（警察本部）】 県は市町村が行う搜索活動に協力し、行方不明者の発見に努め	■対策 5 下水道施設の応急復旧 (1) 下水道停止時の代替措置 2) 仮設トイレの設置 市町村は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置する。 なお、衛生的で誰もが快適に使用できる仕様のトイレを設置するよう努めるものとする。 (2) 応急復旧の実施 1) 作業体制の確保 県及び市町村は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、市町村は、広域的な範囲で被害が発生し、当該市町村のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。 (略) 2) 応急復旧作業の実施 県及び市町村は、次のとおり応急復旧作業を実施する。 (略) 3) 住民への広報 県及び市町村は、被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。 第5 行方不明者等の搜索 ■対策 1 行方不明者等の搜索 (略) 【県（警察本部）】 県は市町村が行う搜索活動に協力し、行方不明者の発見に努め	334 334 345	防災基本計画との整合を図るため (防災・危機管理課) 県管理下水道における応急復旧の実施を明確にするため (下水道課) 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年施行）を盛り込むため

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
る。発見した遺体については国家公安委員会規則<u> </u>に基づき、検視等所要の措置を講ずる。 2 遺体の処理 （略） （2）検案 検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、又は、医師の診療中の患者が、最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体に死因その他の医学的検査を行うことである。 検案は、救護班により実施する。ただし、遺体が多数の場合等で救護班のみで十分な対応が困難な場合には、一般開業の医師の協力を得て実施する。また、県（保健医療部）、日赤茨城県支部、<u>関東信越地方医務局</u>等は救護班の検案活動に協力するものとする。 （3）遺体の収容（安置）、一時保存 検視<u> </u>、検案を終えた遺体は、市町村の設置する遺体収容所に収容する。 第4章 災害復旧・復興対策計画 第1節 被災者の生活の安定化 第1 義援金の募集及び配分 ■対策 2 委員会の設置 （2）委員会の構成 委員会は、次の関係機関をもって構成するが、被害の状況によりその他の関係機関、団体等を構成員に加えることができる。 1）茨城県 2）茨城県市長会	る。発見した遺体については国家公安委員会規則<u>等</u>に基づき、検視等所要の措置を講ずる。 2 遺体の処理 （略） （2）検案 検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、又は、医師の診療中の患者が、最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体に死因その他の医学的検査を行うことである。 検案は、救護班により実施する。ただし、遺体が多数の場合等で救護班のみで十分な対応が困難な場合には、一般開業の医師の協力を得て実施する。また、県（保健医療部）、日赤茨城県支部、<u> </u>等は救護班の検案活動に協力するものとする。 （3）遺体の収容（安置）、一時保存 検視<u>等</u>、検案を終えた遺体は、市町村の設置する遺体収容所に収容する。 第4章 災害復旧・復興対策計画 第1節 被災者の生活の安定化 第1 義援金の募集及び配分 ■対策 2 委員会の設置 （2）委員会の構成 委員会は、次の関係機関をもって構成するが、被害の状況によりその他の関係機関、団体等を構成員に加えることができる。 1）茨城県 2）茨城県市長会	346 346 349	（捜査第一課） 平成16年度から国立病院に関する業務が独立行政法人病院機構に移管されたため （関東信越厚生局） 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年施行）を盛り込むため （捜査第一課） 事業者名変更による変更 （防災・危機管理課）

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前		改定後		現計画 掲載項	備考 ()は意見提出元
3) 茨城県町村会 4) 日本赤十字社茨城県支部 5) 茨城県共同募金会 6) 株式会社茨城新聞 7) 株式会社 <u> </u> 茨城放送 第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付 ■対策 2 災害見舞金の支給 【県（防災・危機管理部）】 県内において発生した災害により被害を受けた者等に対して、 「茨城県見舞金支給要項（平成21年11月24日制定。平成21年10月8日から適用）」に基づき、見舞金を支給する。 <table><tr><td>対象災害</td><td>県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの（略） ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。 （１）「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者 （２）「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊 <u> </u></td></tr></table>		対象災害	県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの（略） ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。 （１）「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者 （２）「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊 <u> </u>		
対象災害	県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの（略） ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。 （１）「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者 （２）「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊 <u> </u>				

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前				改定後			現計画 掲載項	備考 〇は意見提出元																																																								
基づき、災害により被害を受けた低所得世帯等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、民生委員及び市町村社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸付を行う。 <u>なお、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年82号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は原則として生活福祉資金の貸付対象としないものとする。ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するために必要があると認められるときは、福祉資金及び教育支援資金について、貸付対象とすることができる</u>				基づき、災害により被害を受けた低所得世帯等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、民生委員及び市町村社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸付を行う。 _____ _____ _____ _____ _____				容が記載されているため修正																																																								
<u>生活福祉資金資金種類等一覧</u> <table><tr><th colspan="3" rowspan="2">資金種類</th><th colspan="3">対象世帯</th></tr><tr><th>低所得世帯</th><th>障害者世帯</th><th>高齢者世帯</th></tr><tr><td rowspan="4">総合支援資金（※1）</td><td>生活支援費</td><td colspan="2">生活再建までの間に必要な生活費用</td><td>●</td><td>＝</td><td>＝</td></tr><tr><td>住宅入居費</td><td colspan="2">敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 （原則として、当該入居予定住宅の賃料について住居確保給付金の申請を行っている場合に限る。）</td><td>●</td><td>＝</td><td>＝</td></tr><tr><td>一時生活再建費</td><td colspan="2">生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用</td><td>●</td><td>＝</td><td>＝</td></tr><tr><td>福祉費</td><td rowspan="7">資金の目的</td><td>生業を営むために必要な経費</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr><tr><td>技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費</td><td>●</td><td>●</td><td>＝</td></tr><tr><td>住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr><tr><td>福祉用具等の購入に必要な経費</td><td>＝</td><td>●</td><td>●</td></tr><tr><td>障害者用自動車の購入に必要な経費</td><td>＝</td><td>●</td><td>＝</td></tr><tr><td>中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr><tr><td>負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費</td><td>●</td><td>＝</td><td>●</td></tr></table>				資金種類			対象世帯			低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯	総合支援資金（※1）	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用		●	＝	＝	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 （原則として、当該入居予定住宅の賃料について住居確保給付金の申請を行っている場合に限る。）		●	＝	＝	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用		●	＝	＝	福祉費	資金の目的	生業を営むために必要な経費	●	●	●	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	＝	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	●	●	●	福祉用具等の購入に必要な経費	＝	●	●	障害者用自動車の購入に必要な経費	＝	●	＝	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	●	●	●	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	●	＝	●			
資金種類			対象世帯																																																													
			低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯																																																											
総合支援資金（※1）	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用		●	＝	＝																																																										
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 （原則として、当該入居予定住宅の賃料について住居確保給付金の申請を行っている場合に限る。）		●	＝	＝																																																										
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用		●	＝	＝																																																										
	福祉費	資金の目的	生業を営むために必要な経費	●	●	●																																																										
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●		●	＝																																																												
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	●		●	●																																																												
福祉用具等の購入に必要な経費	＝		●	●																																																												
障害者用自動車の購入に必要な経費	＝		●	＝																																																												
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	●		●	●																																																												
負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	●		＝	●																																																												

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前							改定後			現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
			介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	●					
			災害を受けたことにより臨時に必要な経費	●	●	●					
			冠婚葬祭に必要な経費	●	●	●					
			住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	●	●	●					
			就職、技能習得等の支度に必要な経費	●	●	●					
			その他日常生活上一時的に必要な経費	●	●	●					
	緊急小口資金（※１）		次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の資金 ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要とき ・火災等被災によって臨時の生活費が必要とき ・年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要とき ・会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要とき ・滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき ・公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき ・法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要とき ・給与等の盗難によって生活費が必要とき ・その他これらと同等のやむを得ない事由があって、緊急性、必要性が高いと認められるとき	●	●	●					
			教育支援資金	教育支援費	●	＝				＝	
				修学支度費							
				不	不動産担保	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に				●	＝

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前						改定後		現計画 掲載項	備考（）は意見提出元
		<u>型生活資金</u>	<u>住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金</u>						
		<u>要保護世帯向け</u>	<u>一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金</u>						
		<u>不動産担保</u>							
		<u>型生活資金</u>							
※1 <u>原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けていること。</u> ※2 <u>災害を受けたことによる貸付けの場合には、災害の状況に応じ、貸付けの日から2年を超えない範囲内で据置期間を伸長することができる。</u> ※3 <u>総合支援資金のうち生活支援費の貸付期間は、原則として3月とし、就職に向けた活動を誠実に継続している場合などにおいては、最長12月まで延長することができる。</u>									
修学支度費→就学支度費									
※1 <u>原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けていること。なお、総合支援資金については、生計中心者の失業等によって一時的に生計の維持が困難となった低所得世帯を貸付対象とする。</u>									

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考 ()は意見提出元														
第6 被災者生活再建支援法の適用 ■対策 1 被害状況の把握及び被災世帯の認定 (1) 被災世帯の認定 (略)	<table><tr><td>そ の 他</td><td>当該世帯の自立更生計画、償還能力、資金の運用計画等を鑑みて貸付審査を行う。</td></tr></table> ■福祉資金 緊急小口資金 <table><tr><td>具体的経費</td><td>被災したことにより生活費が一時的に不足した場合</td></tr><tr><td>貸付限度額</td><td>100,000円以内</td></tr><tr><td>貸付利率</td><td>無利子</td></tr><tr><td>据置期間</td><td>2月以内</td></tr><tr><td>償還期間</td><td>1年以内</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>当該世帯の自立更生計画、償還能力、資金の運用計画等を鑑みて貸付審査を行う。</td></tr></table> 第6 被災者生活再建支援法の適用 ■対策 1 被害状況の把握及び被災世帯の認定 (1) 被災世帯の認定 (略) ⑤ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯。（②、③及び④に掲げる世帯を除く。）	そ の 他	当該世帯の自立更生計画、償還能力、資金の運用計画等を鑑みて貸付審査を行う。	具体的経費	被災したことにより生活費が一時的に不足した場合	貸付限度額	100,000円以内	貸付利率	無利子	据置期間	2月以内	償還期間	1年以内	そ の 他	当該世帯の自立更生計画、償還能力、資金の運用計画等を鑑みて貸付審査を行う。	368	被災者生活再建支援法のとの整合を図るため (防災・危機管理課)
そ の 他	当該世帯の自立更生計画、償還能力、資金の運用計画等を鑑みて貸付審査を行う。																
具体的経費	被災したことにより生活費が一時的に不足した場合																
貸付限度額	100,000円以内																
貸付利率	無利子																
据置期間	2月以内																
償還期間	1年以内																
そ の 他	当該世帯の自立更生計画、償還能力、資金の運用計画等を鑑みて貸付審査を行う。																

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前					改定後					現計画 掲載項	備考 ()は意見提出元																																																																																					
4 支援金の支給額 (1) 複数世帯の場合 (単位：万円) <table><tr><th>区分</th><th>住宅の再建方法</th><th>基礎支援金</th><th>加算支援金</th><th>合計</th></tr><tr><td rowspan="3">全 壊 (1-(1)-①) 解 体 (1-(1)-②) 長期避難 (1-(1)-③)</td><td>建設・購入</td><td>100</td><td>200</td><td>300</td></tr><tr><td>補修</td><td>100</td><td>100</td><td>200</td></tr><tr><td>賃借</td><td>100</td><td>50</td><td>150</td></tr><tr><td rowspan="3">大規模半壊 (1-(1)-④)</td><td>建設・購入</td><td>50</td><td>200</td><td>250</td></tr><tr><td>補修</td><td>50</td><td>100</td><td>150</td></tr><tr><td>賃借</td><td>50</td><td>50</td><td>100</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr></table>					区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	全 壊 (1-(1)-①) 解 体 (1-(1)-②) 長期避難 (1-(1)-③)	建設・購入	100	200	300	補修	100	100	200	賃借	100	50	150	大規模半壊 (1-(1)-④)	建設・購入	50	200	250	補修	50	100	150	賃借	50	50	100	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	4 支援金の支給額 (1) 複数世帯の場合 (単位：万円) <table><tr><th>区分</th><th>住宅の再建方法</th><th>基礎支援金</th><th>加算支援金</th><th>合計</th></tr><tr><td rowspan="3">全 壊 (1-(1)-①) 解 体 (1-(1)-②) 長期避難 (1-(1)-③)</td><td>建設・購入</td><td>100</td><td>200</td><td>300</td></tr><tr><td>補修</td><td>100</td><td>100</td><td>200</td></tr><tr><td>賃借</td><td>100</td><td>50</td><td>150</td></tr><tr><td rowspan="3">大規模半壊 (1-(1)-④)</td><td>建設・購入</td><td>50</td><td>200</td><td>250</td></tr><tr><td>補修</td><td>50</td><td>100</td><td>150</td></tr><tr><td>賃借</td><td>50</td><td>50</td><td>100</td></tr><tr><td rowspan="3">中規模半壊 (1-(1)-⑤)</td><td>建設・購入</td><td></td><td>100</td><td>100</td></tr><tr><td>補修</td><td></td><td>50</td><td>50</td></tr><tr><td>賃借</td><td></td><td>25</td><td>25</td></tr></table>					区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	全 壊 (1-(1)-①) 解 体 (1-(1)-②) 長期避難 (1-(1)-③)	建設・購入	100	200	300	補修	100	100	200	賃借	100	50	150	大規模半壊 (1-(1)-④)	建設・購入	50	200	250	補修	50	100	150	賃借	50	50	100	中規模半壊 (1-(1)-⑤)	建設・購入		100	100	補修		50	50	賃借		25	25	370	中規模半壊世帯の追加 (防災・危機管理課)
区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計																																																																																												
全 壊 (1-(1)-①) 解 体 (1-(1)-②) 長期避難 (1-(1)-③)	建設・購入	100	200	300																																																																																												
	補修	100	100	200																																																																																												
	賃借	100	50	150																																																																																												
大規模半壊 (1-(1)-④)	建設・購入	50	200	250																																																																																												
	補修	50	100	150																																																																																												
	賃借	50	50	100																																																																																												
_____	_____	_____	_____	_____																																																																																												
_____	_____	_____	_____	_____																																																																																												
区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計																																																																																												
全 壊 (1-(1)-①) 解 体 (1-(1)-②) 長期避難 (1-(1)-③)	建設・購入	100	200	300																																																																																												
	補修	100	100	200																																																																																												
	賃借	100	50	150																																																																																												
大規模半壊 (1-(1)-④)	建設・購入	50	200	250																																																																																												
	補修	50	100	150																																																																																												
	賃借	50	50	100																																																																																												
中規模半壊 (1-(1)-⑤)	建設・購入		100	100																																																																																												
	補修		50	50																																																																																												
	賃借		25	25																																																																																												
(2) 単数世帯の場合 (単位：万円) <table><tr><th>区分</th><th>住宅の再建方法</th><th>基礎支援金</th><th>加算支援金</th><th>合計</th></tr><tr><td rowspan="3">全 壊 (1-(1)-①) 解 体 (1-(1)-②) 長期避難 (1-(1)-③)</td><td>建設・購入</td><td>75</td><td>150</td><td>225</td></tr><tr><td>補修</td><td>75</td><td>75</td><td>150</td></tr><tr><td>賃借</td><td>75</td><td>37.5</td><td>112.5</td></tr><tr><td rowspan="3">大規模半壊 (1-(1)-④)</td><td>建設・購入</td><td>37.5</td><td>150</td><td>187.5</td></tr><tr><td>補修</td><td>37.5</td><td>75</td><td>112.5</td></tr><tr><td>賃借</td><td>37.5</td><td>37.5</td><td>75</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr></table>					区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	全 壊 (1-(1)-①) 解 体 (1-(1)-②) 長期避難 (1-(1)-③)	建設・購入	75	150	225	補修	75	75	150	賃借	75	37.5	112.5	大規模半壊 (1-(1)-④)	建設・購入	37.5	150	187.5	補修	37.5	75	112.5	賃借	37.5	37.5	75	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	(2) 単数世帯の場合 (単位：万円) <table><tr><th>区分</th><th>住宅の再建方法</th><th>基礎支援金</th><th>加算支援金</th><th>合計</th></tr><tr><td rowspan="3">全 壊 (1-(1)-①) 解 体 (1-(1)-②) 長期避難 (1-(1)-③)</td><td>建設・購入</td><td>75</td><td>150</td><td>225</td></tr><tr><td>補修</td><td>75</td><td>75</td><td>150</td></tr><tr><td>賃借</td><td>75</td><td>37.5</td><td>112.5</td></tr><tr><td rowspan="3">大規模半壊 (1-(1)-④)</td><td>建設・購入</td><td>37.5</td><td>150</td><td>187.5</td></tr><tr><td>補修</td><td>37.5</td><td>75</td><td>112.5</td></tr><tr><td>賃借</td><td>37.5</td><td>37.5</td><td>75</td></tr><tr><td rowspan="3">中規模半壊 (1-(1)-⑤)</td><td>建築・購入</td><td></td><td>75</td><td>75</td></tr><tr><td>補修</td><td></td><td>37.5</td><td>37.5</td></tr><tr><td>賃借</td><td></td><td>18.75</td><td>18.75</td></tr></table>					区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	全 壊 (1-(1)-①) 解 体 (1-(1)-②) 長期避難 (1-(1)-③)	建設・購入	75	150	225	補修	75	75	150	賃借	75	37.5	112.5	大規模半壊 (1-(1)-④)	建設・購入	37.5	150	187.5	補修	37.5	75	112.5	賃借	37.5	37.5	75	中規模半壊 (1-(1)-⑤)	建築・購入		75	75	補修		37.5	37.5	賃借		18.75	18.75		
区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計																																																																																												
全 壊 (1-(1)-①) 解 体 (1-(1)-②) 長期避難 (1-(1)-③)	建設・購入	75	150	225																																																																																												
	補修	75	75	150																																																																																												
	賃借	75	37.5	112.5																																																																																												
大規模半壊 (1-(1)-④)	建設・購入	37.5	150	187.5																																																																																												
	補修	37.5	75	112.5																																																																																												
	賃借	37.5	37.5	75																																																																																												
_____	_____	_____	_____	_____																																																																																												
_____	_____	_____	_____	_____																																																																																												
区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計																																																																																												
全 壊 (1-(1)-①) 解 体 (1-(1)-②) 長期避難 (1-(1)-③)	建設・購入	75	150	225																																																																																												
	補修	75	75	150																																																																																												
	賃借	75	37.5	112.5																																																																																												
大規模半壊 (1-(1)-④)	建設・購入	37.5	150	187.5																																																																																												
	補修	37.5	75	112.5																																																																																												
	賃借	37.5	37.5	75																																																																																												
中規模半壊 (1-(1)-⑤)	建築・購入		75	75																																																																																												
	補修		37.5	37.5																																																																																												
	賃借		18.75	18.75																																																																																												
第7 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給 ■対策					第7 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給 ■対策																																																																																											

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前					改定後					現計画 掲載項	備考 ()は意見提出元
1 被害状況の把握及び被災世帯の認定					1 被害状況の把握及び被災世帯の認定					373	被災者生活再建支援法のとの整合を図るため (防災・危機管理課)
(1) 被災世帯の認定 (略)					(1)被災世帯の認定 (略)						
④ 当該自然災害により <u>住家が半壊した</u> 世帯 (②及び③に掲げる世帯を除く。)					④ 当該自然災害により <u>その居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ該当住宅に居住することが困難であると認められる世帯。</u> (②及び③に掲げる世帯を除く。)						
⑤ 当該自然災害により <u>住家が半壊した世帯</u> <u>(②、③及び④に掲げる世帯を除く。)</u>					⑤ 当該自然災害により <u>住家が半壊した世帯</u> <u>(②、③及び④に掲げる世帯を除く。)</u>					374	中規模半壊世帯の追加 (防災・危機管理課)
4 支援金の支給額					4 支援金の支給額						
(1) 複数世帯の場合					(1) 複数世帯の場合						
(単位：万円)					(単位：万円)						
区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計		
全壊 解体	建設・購入	100	200	300	全壊 解体	建設・購入	100	200	300		
	補修	100	100	200		補修	100	100	200		
	賃借	100	50	150		賃借	100	50	150		
大規模半壊	建設・購入	50	200	250	大規模半壊	建設・購入	50	200	250		
	補修	50	100	150		補修	50	100	150		
	賃借	50	50	100		賃借	50	50	100		
<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u>中規模半壊</u>	<u>建設・購入</u>	<u> </u>	<u>100</u>	<u>100</u>		
	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		<u>補修</u>	<u> </u>	<u>50</u>	<u>50</u>		
	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		<u>賃借</u>	<u> </u>	<u>25</u>	<u>25</u>		
半壊	<u> </u>	25	<u> </u>	25	半壊	<u> </u>	<u>20</u>	<u> </u>	<u>20</u>		
(2) 単数世帯の場合					(2) 単数世帯の場合						
(単位：万円)					(単位：万円)						
区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計		
全壊 解体	建設・購入	75	150	225	全壊 解体	建設・購入	75	150	225		
	補修	75	75	150		補修	75	75	150		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前					改定後					現計画 掲載項	備考 ()は意見提出元	
	賃借	75	37.5	112.5		賃借	75	37.5	112.5	390	関東財務局本局の記載 に合わせたもの （関東財務局水戸財務 事務所）	
大規模半壊	建設・購入	37.5	150	187.5	大規模半壊	建設・購入	37.5	150	187.5			
	補修	37.5	75	112.5		中規模半壊	補修	37.5	75			112.5
	賃借	37.5	37.5	75			半壊	賃借	37.5			37.5
					中規模半壊	建設・購入			75			75
						中規模半壊		補修				37.5
							半壊	賃貸				18.75
								15				15
半壊		18.75		18.75	半壊		15		15			
付編 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画 第2章 防災責任者が実施する事務又は事務の大綱 3 指定地方行政機関 (2) 関東財務局 金融上の措置に関すること。					付編 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画 第2章 防災責任者が実施する事務又は事務の大綱 3 指定地方行政機関 (2) 関東財務局 金融機関等に対する金融上の措置に関すること。							395
6 指定地方公共機関 (8) 株式会社茨城放送 1) 警戒対策本部の設置に関すること。 2) 東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報及び地震防 災応急対策に係る情報の放送に関すること。					6 指定地方公共機関 (8) 株式会社LuckyFM茨城放送 1) 警戒対策本部の設置に関すること。 2) 東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報及び地震防 災応急対策に係る情報の放送に関すること。					395		

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考 ()は意見提出元																																												
第4章 警戒宣言発令時の対応措置 第1節 警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言の伝達 1 伝達系統 次の系統図による。（水害予防組合は水防活動上必要と認めるときに限る。） (1) 警戒宣言、警戒解除宣言伝達系統 <table><tr><th colspan="2">指定地方公共機関</th></tr><tr><td>茨城県土地改良事業団</td><td>首都圏新都市鉄道株式会社</td></tr><tr><td>一般社団法人茨城県医師会</td><td>ジェイアールバス関東株式会社</td></tr><tr><td>公益社団法人茨城県歯科医師会</td><td>一般社団法人茨城県バス協会</td></tr><tr><td>公益社団法人茨城県薬剤師会</td><td>東部ガス株式会社</td></tr><tr><td>公益社団法人茨城県看護協会</td><td>東日本ガス株式会社</td></tr><tr><td>利根川水系県南水防事務組合</td><td>一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会</td></tr><tr><td>茨城交通株式会社</td><td>株式会社茨城新聞社</td></tr><tr><td>関東鉄道株式会社</td><td>株式会社茨城放送</td></tr><tr><td>鹿島臨海鉄道株式会社</td><td>社会福祉法人茨城県社会福祉協議会</td></tr><tr><td>一般社団法人茨城県トラック協会</td><td></td></tr></table>	指定地方公共機関		茨城県土地改良事業団	首都圏新都市鉄道株式会社	一般社団法人茨城県医師会	ジェイアールバス関東株式会社	公益社団法人茨城県歯科医師会	一般社団法人茨城県バス協会	公益社団法人茨城県薬剤師会	東部ガス株式会社	公益社団法人茨城県看護協会	東日本ガス株式会社	利根川水系県南水防事務組合	一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会	茨城交通株式会社	株式会社茨城新聞社	関東鉄道株式会社	株式会社茨城放送	鹿島臨海鉄道株式会社	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会	一般社団法人茨城県トラック協会		第4章 警戒宣言発令時の対応措置 第1節 警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言の伝達 1 伝達系統 次の系統図による。（水害予防組合は水防活動上必要と認めるときに限る。） (1) 警戒宣言、警戒解除宣言伝達系統 <table><tr><th colspan="2">指定地方公共機関</th></tr><tr><td>茨城県土地改良事業団</td><td>首都圏新都市鉄道株式会社</td></tr><tr><td>一般社団法人茨城県医師会</td><td>ジェイアールバス関東株式会社</td></tr><tr><td>公益社団法人茨城県歯科医師会</td><td>一般社団法人茨城県バス協会</td></tr><tr><td>公益社団法人茨城県薬剤師会</td><td>東部ガス株式会社</td></tr><tr><td>公益社団法人茨城県看護協会</td><td>東日本ガス株式会社</td></tr><tr><td>利根川水系県南水防事務組合</td><td>一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会</td></tr><tr><td>茨城交通株式会社</td><td>株式会社茨城新聞社</td></tr><tr><td>関東鉄道株式会社</td><td>株式会社Lucky FM茨城放送</td></tr><tr><td>鹿島臨海鉄道株式会社</td><td>社会福祉法人茨城県社会福祉協議会</td></tr><tr><td>一般社団法人茨城県トラック協会</td><td></td></tr></table>	指定地方公共機関		茨城県土地改良事業団	首都圏新都市鉄道株式会社	一般社団法人茨城県医師会	ジェイアールバス関東株式会社	公益社団法人茨城県歯科医師会	一般社団法人茨城県バス協会	公益社団法人茨城県薬剤師会	東部ガス株式会社	公益社団法人茨城県看護協会	東日本ガス株式会社	利根川水系県南水防事務組合	一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会	茨城交通株式会社	株式会社茨城新聞社	関東鉄道株式会社	株式会社Lucky FM茨城放送	鹿島臨海鉄道株式会社	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会	一般社団法人茨城県トラック協会		400	事業者名変更による変更 (防災・危機管理課)
指定地方公共機関																																															
茨城県土地改良事業団	首都圏新都市鉄道株式会社																																														
一般社団法人茨城県医師会	ジェイアールバス関東株式会社																																														
公益社団法人茨城県歯科医師会	一般社団法人茨城県バス協会																																														
公益社団法人茨城県薬剤師会	東部ガス株式会社																																														
公益社団法人茨城県看護協会	東日本ガス株式会社																																														
利根川水系県南水防事務組合	一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会																																														
茨城交通株式会社	株式会社茨城新聞社																																														
関東鉄道株式会社	株式会社茨城放送																																														
鹿島臨海鉄道株式会社	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会																																														
一般社団法人茨城県トラック協会																																															
指定地方公共機関																																															
茨城県土地改良事業団	首都圏新都市鉄道株式会社																																														
一般社団法人茨城県医師会	ジェイアールバス関東株式会社																																														
公益社団法人茨城県歯科医師会	一般社団法人茨城県バス協会																																														
公益社団法人茨城県薬剤師会	東部ガス株式会社																																														
公益社団法人茨城県看護協会	東日本ガス株式会社																																														
利根川水系県南水防事務組合	一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会																																														
茨城交通株式会社	株式会社茨城新聞社																																														
関東鉄道株式会社	株式会社Lucky FM茨城放送																																														
鹿島臨海鉄道株式会社	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会																																														
一般社団法人茨城県トラック協会																																															

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前		改定後		現計画 掲載項	備考 ()は意見提出元																																												
(2) 東海地震予知情報伝達系統		(2) 東海地震予知情報伝達系統		401	事業者名変更による変更 (防災・危機管理課)																																												
<table><tr><th colspan="2">指定地方公共機関</th></tr><tr><td>茨城県土地改良事業団</td><td>首都圏新都市鉄道株式会社</td></tr><tr><td>一般社団法人茨城県医師会</td><td>ジェイアールバス関東株式会社</td></tr><tr><td>公益社団法人茨城県歯科医師会</td><td>一般社団法人茨城県バス協会</td></tr><tr><td>公益社団法人茨城県薬剤師会</td><td>東部ガス株式会社</td></tr><tr><td>公益社団法人茨城県看護協会</td><td>東日本ガス株式会社</td></tr><tr><td>利根川水系県南水防事務組合</td><td>一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会</td></tr><tr><td>茨城交通株式会社</td><td>株式会社茨城新聞社</td></tr><tr><td>関東鉄道株式会社</td><td>株式会社茨城放送</td></tr><tr><td>鹿島臨海鉄道株式会社</td><td>社会福祉法人茨城県社会福祉協議会</td></tr><tr><td>一般社団法人茨城県トラック協会</td><td></td></tr></table>		指定地方公共機関		茨城県土地改良事業団	首都圏新都市鉄道株式会社	一般社団法人茨城県医師会	ジェイアールバス関東株式会社	公益社団法人茨城県歯科医師会	一般社団法人茨城県バス協会	公益社団法人茨城県薬剤師会	東部ガス株式会社	公益社団法人茨城県看護協会	東日本ガス株式会社	利根川水系県南水防事務組合	一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会	茨城交通株式会社	株式会社茨城新聞社	関東鉄道株式会社	株式会社茨城放送	鹿島臨海鉄道株式会社	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会	一般社団法人茨城県トラック協会		<table><tr><th colspan="2">指定地方公共機関</th></tr><tr><td>茨城県土地改良事業団</td><td>首都圏新都市鉄道株式会社</td></tr><tr><td>一般社団法人茨城県医師会</td><td>ジェイアールバス関東株式会社</td></tr><tr><td>公益社団法人茨城県歯科医師会</td><td>一般社団法人茨城県バス協会</td></tr><tr><td>公益社団法人茨城県薬剤師会</td><td>東部ガス株式会社</td></tr><tr><td>公益社団法人茨城県看護協会</td><td>東日本ガス株式会社</td></tr><tr><td>利根川水系県南水防事務組合</td><td>一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会</td></tr><tr><td>茨城交通株式会社</td><td>株式会社茨城新聞社</td></tr><tr><td>関東鉄道株式会社</td><td>株式会社茨城放送 LuckyFM茨城放送</td></tr><tr><td>鹿島臨海鉄道株式会社</td><td>社会福祉法人茨城県社会福祉協議会</td></tr><tr><td>一般社団法人茨城県トラック協会</td><td></td></tr></table>		指定地方公共機関		茨城県土地改良事業団	首都圏新都市鉄道株式会社	一般社団法人茨城県医師会	ジェイアールバス関東株式会社	公益社団法人茨城県歯科医師会	一般社団法人茨城県バス協会	公益社団法人茨城県薬剤師会	東部ガス株式会社	公益社団法人茨城県看護協会	東日本ガス株式会社	利根川水系県南水防事務組合	一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会	茨城交通株式会社	株式会社茨城新聞社	関東鉄道株式会社	株式会社茨城放送 LuckyFM茨城放送	鹿島臨海鉄道株式会社	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会	一般社団法人茨城県トラック協会			
指定地方公共機関																																																	
茨城県土地改良事業団	首都圏新都市鉄道株式会社																																																
一般社団法人茨城県医師会	ジェイアールバス関東株式会社																																																
公益社団法人茨城県歯科医師会	一般社団法人茨城県バス協会																																																
公益社団法人茨城県薬剤師会	東部ガス株式会社																																																
公益社団法人茨城県看護協会	東日本ガス株式会社																																																
利根川水系県南水防事務組合	一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会																																																
茨城交通株式会社	株式会社茨城新聞社																																																
関東鉄道株式会社	株式会社茨城放送																																																
鹿島臨海鉄道株式会社	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会																																																
一般社団法人茨城県トラック協会																																																	
指定地方公共機関																																																	
茨城県土地改良事業団	首都圏新都市鉄道株式会社																																																
一般社団法人茨城県医師会	ジェイアールバス関東株式会社																																																
公益社団法人茨城県歯科医師会	一般社団法人茨城県バス協会																																																
公益社団法人茨城県薬剤師会	東部ガス株式会社																																																
公益社団法人茨城県看護協会	東日本ガス株式会社																																																
利根川水系県南水防事務組合	一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会																																																
茨城交通株式会社	株式会社茨城新聞社																																																
関東鉄道株式会社	株式会社茨城放送 LuckyFM茨城放送																																																
鹿島臨海鉄道株式会社	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会																																																
一般社団法人茨城県トラック協会																																																	
第2節 警戒体制の確立		第2節 警戒体制の確立																																															
3 防災関係機関の体制		3 防災関係機関の体制																																															
(1) 指定地方行政機関		(1) 指定地方行政機関																																															
2) 関東財務局		2) 関東財務局																																															
地震災害警戒本部を設置し、本部長、副本部長、班長、班員をもって編成する。班の組織は次のとおりとする。		地震災害警戒本部を設置し、本部長、副本部長、班長、班員		403	関東財務局本局の記載に合わせたもの (関東財務局水戸財務																																												

茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

改定前	改定後	現計画 掲載項	備考 ()は意見提出元								
<u>総務班 財務班 埋財班 国有財産班 避難誘導班</u> (4) 指定地方公共機関 10) 株式会社_____茨城放送 ① 県から要請を受け警戒宣言や県民への注意等を放送する体制をつくる。 ② 編成局長を本部長とする警戒対策本部を設け、緊急時に即応できる体制をつくる。 ③ 社員に対して緊急出社又は自宅待機の指示をする。 ④ 県民や関係機関からの放送依頼を受け、対応できる窓口をつくる。 第3節 地震防災応急対策の実施 <table><tr><td>1</td><td>広報対策</td></tr></table> (5) 株式会社_____茨城放送 県など防災関係機関からの情報を、人心の安定を第一義として確実に報道する。その後も、安全報道を主として放送する。細部については、社で定める非常災害対策要項及びアナウンスコメント集による。 <table><tr><td>10</td><td>金融対策</td></tr></table> (1) 関東財務局水戸財務事務所の措置 必要に応じて関係機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関__に対して、金融上の混乱の未然防止に十分配慮するよう協力を求める。	1	広報対策	10	金融対策	をもって編成する。班の組織は次のとおりとする。 <u>総務・庁舎警備・経理厚生班、主計・融資班、金融班、国有財産・宿舍班、筑波班</u> (4) 指定地方公共機関 10) 株式会社LuckyFM茨城放送 ① 県から要請を受け警戒宣言や県民への注意等を放送する体制をつくる。 ② 編成局長を本部長とする警戒対策本部を設け、緊急時に即応できる体制をつくる。 ③ 社員に対して緊急出社又は自宅待機の指示をする。 ④ 県民や関係機関からの放送依頼を受け、対応できる窓口をつくる。 第3節 地震防災応急対策の実施 <table><tr><td>1</td><td>広報対策</td></tr></table> (5) 株式会社LuckyFM茨城放送 県など防災関係機関からの情報を、人心の安定を第一義として確実に報道する。その後も、安全報道を主として放送する。細部については、社で定める非常災害対策要項及びアナウンスコメント集による。 <table><tr><td>10</td><td>金融対策</td></tr></table> (1) 関東財務局水戸財務事務所の措置 必要に応じて関係機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関<u>等</u>に対して、金融上の混乱の未然防止に十分配慮するよう協力を求める。	1	広報対策	10	金融対策	410 412 433	事務所) 名称変更による変更 (株式会社LuckyFM茨城放送) 名称変更による変更 (株式会社LuckyFM茨城放送) 微修正 (関東財務局水戸財務事務所)
1	広報対策										
10	金融対策										
1	広報対策										
10	金融対策										